

令和5年6月 第2回佐々町議会定例会 会議録（1日目）

1. 招集年月日 令和5年6月28日（水曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和5年6月28日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副町長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事	大平弘明君	事業理事	今道晋次君	総務課長	落合健治君
庁舎建設室長	山本勝憲君	税財政課長	藤永大治君	住民福祉課長	松本典子君
保険環境課長	宮原良之君	多世代包括支援センター長	松尾直美君	企画商工課長	中道隆介君
建設課長	山村輝明君	農林水産課長兼農業委員会事務局長	作永善則君	水道課長	安達伸男君
会計管理者	藤永尊生君	教育次長	井手守道君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	荒木洋介君	議会事務局書記	濱野聡君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1 議長出席会議報告

- (1) 令和5年度 町村議会 議長・副議長研修会
- (2) 令和5年度 第58回 西九州自動車道建設促進期成会 定期総会
- (3) 長崎県町村議会議長会 令和5年度第1回臨時総会
- (4) 令和5年度 東彼杵道路建設促進期成会 総会
- (5) 令和5年度 長崎新幹線・鉄道利用促進協議会、長崎県空港活性化推進協議会、長崎上海航路利用促進協議会 合同総会

#### 日程第4 行政報告

- (1) 報告第4号 令和4年度 佐々町継続費繰越計算書（一般会計）
- (2) 報告第5号 令和4年度 佐々町繰越明許費繰越計算書（一般会計）
- (3) 報告第6号 令和4年度 佐々町水道事業会計継続費繰越計算書
- (4) 報告第7号 令和4年度 佐々町水道事業会計予算繰越計算書
- (5) 報告第8号 令和4年度 佐々町公共下水道事業会計継続費繰越計算書
- (6) 報告第9号 令和4年度 佐々町公共下水道事業会計予算繰越計算書

#### 日程第5 委員会報告

- 1 総務厚生委員会
  - (1) 所管事務調査
    - ① 条例等について
- 2 産業建設文教委員会
  - (1) 所管事務調査
    - ① 事業の進捗状況調査について
    - ② その他緊急を要する事案について
- 3 議会運営委員会
  - (1) 所管事務調査
    - ① 議長の諮問に関する事項について

#### 日程第6 一般質問

- (1) 1番 平田 康範 議員
- (2) 2番 川副 剛 議員
- (3) 4番 永田 勝美 議員
- (4) 8番 橋本 義雄 議員

#### 9. 審議の経過

(10時00分 開会)

#### — 開会 —

#### 議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

ただ今から令和5年6月第2回佐々町議会定例会を開会します。

開会にあたり、町長から御挨拶をいただきます。

町長。

**町 長（古庄 剛 君）**

皆様、おはようございます。

本日、令和5年6月第2回佐々町議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中に全員御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の位置づけが、5月8日以降、季節性のインフルエンザと同じ5類に引き下げられまして、少しずつではありますが、かつての日常生活を取り戻しつつあるようでございます。

しかしながら、全国的に感染症の数が微増傾向でありまして、第9波が始まっているのではないかと可能性があるということで、報道がなされておりまして、大変心配しているところでございます。

5月20日に北村誠吾衆議院議員並びに6月10日に元佐々町長、清原恵一郎様の訃報に接しまして、あまりにも突然のことで悲しみに堪えません。

北村衆議院議員におかれましては、23年間の長きにわたり御活躍をいただき、その間、防衛副大臣など歴任され、令和元年には内閣府特命担当大臣として、地方創生、規制改革、まち・ひと・しごと創生の担当をされまして、国政はもとより長崎県政、佐々町政の推進に大きく貢献されました。

今後も佐々町のために御支援をいただけるものと切に願っていたところでございますけど、大変寂しくなっております。

元佐々町長、清原恵一郎様におかれましては、昭和62年4月に佐々町長就任以来、平成15年4月まで4期16年、住民の要望を行政に生かし、福祉、教育、文化、産業振興、企業誘致等に充いつに努められました。

就任当初から、福祉関係では、町民の方々の毎日の健康を心豊かに送ることが人々の願いであると考えられ、やすらぎのある健康タウンを基本方針に掲げられ、平成9年には、現在、福祉活動の拠点となっています佐々町総合福祉センターをオープンし、町民の健康づくりや福祉に関する業務を行って、大変喜ばれているところでございます。

また、環境については、住宅や事業所等の増加に伴いまして、生活排水量の増加に伴い、公共用水の水域の流出への影響が懸念されることから、快適な水環境や生活を維持するため、全町水洗化を目標に掲げられ、公共下水道事業と合併浄化施設を他町に先駆けて取り組まれたということで、多くの皆様に快適に住環境が住みやすくなったということで、大変喜ばれておりまして、現在の人口の増加につながっているのではないかと推測しているところでございます。

北村誠吾先生及び清原元佐々町長のこれまでの御活躍・御功績に、佐々町民を代表いたしまして改めて感謝を申し上げますとともに、心から御冥福をお祈りしたいと考えております。

今回、議案につきましては17件を提案しておりますので、議員の皆様方におかれましては、御理解をいただきながら、それぞれ決定をしていただきますようお願いを申し上げまして、簡単措辞でございますけど、開会にあたりましての御挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

本日の出席議員は全員出席です。

これより本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

**議 長（淡田 邦夫 君）**

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、1番、平田康範君、2番、川副剛君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第2、会期の決定を行います。

6月本定例会の会期については、さきにお配りいたしました日程表のとおり、6月28日、本日から7月3日までの6日間にしたいと思います。

なお、本会議は前半が6月28日、6月29日の2日間の予定です。後半は、本会議は7月3日の1日間を予定しています。

日程の内容については、順を追って説明を行います。

6月28日、本会議の1日目は、まず諸般の報告を行います。議長出席会議報告5件。

次に、行政報告ですが、6件の報告を町長からお願いいたします。

次に、委員会報告です。1番目に、総務厚生委員会所管事務調査、2番目に、産業建設文教委員会所管事務調査、3番目に、議会運営委員会所管事務調査の報告を、それぞれ委員長からお願いいたします。

次に、一般質問です。別紙、質問通告書一覧表のとおり、6名のうち4名の方の質問です。

1日目は、一般質問終了後、散会となります。

6月29日、本会議の2日目です。

6月28日に引き続き、一般質問です。別紙、質問通告書一覧表のとおり、6名の方のうち2名の方が質問です。

次に、議案審議です。議案第32号から議案第48号までの17議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しています。

次に、発議第4号の1件です。審議終了後、散会となります。

次に、後半の7月3日、本会議の3日目です。

選任第1号から選任第2号までと推薦第1号までを予定しています。

次に、閉会中の委員会継続調査を予定しています。その後、閉会の予定です。

なお、日程については、議事進行により時間の延長もあろうかと思いますが、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

以上のような手順で進めたいと思います。

本会議、6月28日、29日、7月3日でお諮りします。本定例会の会期は、6月28日、本日から7月3日までの6日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、6月28日、本日から7月3日までの6日間に決定しました。

日程表に従って、議事を進めていきます。

— 日程第3 諸般の報告 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第3、諸般の報告に入ります。

議長出席会議報告の5件を私のほうから行います。

諸般の報告の資料です。議長出席会議報告、1番目は資料1ページです。

令和5年度町村議会 議長・副議長研修会です。

令和5年5月23日、東京国際フォーラムで開催され、研修として、「町村議会の課題と今後の展望について」と題し、講師は、大正大学教授、江藤俊昭氏。

2番目に、「町村こそデジタルを——住民のためのデジタル活用法——」と題して、講師は、NPO法人理事の若宮正子氏。

3番目として、「地方議会とハラスメント」と題しまして、朝日新聞社の三島あずさ氏。

以上、3つのテーマについて、研修がありました。

次に、資料の3ページから7ページです。

2番目は、令和5年度第58回西九州自動車道建設促進期成会定期総会です。

令和5年5月26日、伊万里市の伊万里迎賓館にて開催されました。

議事として、令和4年度の事業報告、決算報告が提案され、承認可決されております。

次に、令和5年度の事業計画（案）、収支予算（案）が提案され、原案可決されております。

そのほか、西九州自動車道事業概要（進捗状況）説明及び意見交換会が行われました。

次に、資料9ページから12ページです。

長崎県町村議会議長会令和5年度第1回臨時総会が、令和5年5月30日に、長崎県市町村会館で開催され、議事として、議長及び役員異動報告、会務報告が行われました。また、承認第1号の令和4年度長崎県町村議会議長会歳入歳出決算の承認、監査報告について、原案のとおり承認可決されました。

次に、役員を選任について指名推薦され、会長に佐々町議会議長の私、淡田が選任されました。また、副会長に川棚町議会議長、村井達己氏、同じく副会長に、長与町議会議長の安藤克彦氏、監事に時津町議会議長、山上広信氏、同じく監事に、波佐見町議会議長、百武辰美氏が選任されました。

次に、資料の13ページから19ページです。

4番目は、令和5年度東彼杵道路建設促進期成会総会が、令和5年6月2日、佐世保市まちなかコミュニティセンターで開催されました。

議事として、令和4年度事業報告、収支決算報告及び監査報告が提案され、承認可決されております。

次に、役員改選が行われ、資料17ページのとおり、原案可決されました。

次に、令和5年度事業計画（案）、収支予算（案）が提出され、原案可決されております。

そのほか、総会決議として、7項目の決議が採択されました。

次に、資料の21ページから34ページです。

令和5年度長崎新幹線・鉄道利用促進協議会、長崎県空港活性化推進協議会、長崎上海航路利用促進協議会合同総会が、令和5年6月5日、ホテルニュー長崎で開催されました。

まず、長崎新幹線・鉄道利用促進協議会の議事として、令和4年度の事業報告、収支決算、監査報告が提案され、承認可決。

次に、令和5年度の事業計画（案）、収支予算（案）、役員改選（案）、決議（案）について提案され、原案可決されました。

続いて、長崎県空港活性化推進協議会の議事として、令和4年度の事業報告、収支決算、監査報告が提案され、承認可決。

次に、令和5年度の事業計画（案）、収支予算（案）、役員改選（案）について提案され、原案可決されました。

続いて、長崎上海航路利用促進協議会の議事として、令和4年度の収支決算、監査報告が提案され、承認可決。

次に、令和5年度の収支予算（案）について提案され、原案可決されました。

今、報告いたしました議長出席会議報告5件の関係資料は、議員控室に置いておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、日程第3、諸般の報告を終わります。

— 日程第4 行政報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

続いて、日程第4、行政報告に入ります。

案件が6件ありますので、報告を2件ずつに分けて質疑を行いたいと思います。

報告第4号と第5号の報告が終わった後、質疑を行い、続いて、報告第6号と第7号の報告が終わった後に質疑を行います。

最後に、報告第8号、第9号の報告が終わった後、質疑を行います。

それでは、行政報告をお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

報告第4号、地方自治法施行令第145条第1項の規定による、継続費繰越計算書について、別紙のとおり報告する。令和5年6月28日提出、佐々町長。

記。令和4年度佐々町一般会計予算継続費繰越計算書。

中身につきましては、税財政課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第5号、地方自治法施行令第146条第2項の規定による、繰越明許費繰越計算書について、別紙のとおり報告する。令和5年6月28日提出、佐々町長。

記。令和4年度佐々町一般会計予算繰越明許費繰越計算書。

これも税財政課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、報告第4号の次のページをお願いいたします。

令和4年度佐々町継続費繰越計算書。一般会計。

2款総務費1項総務管理費、事業名、庁舎建設事業。継続費の総額27億100万円。令和4年度継続費予算現額、予算計上額は9億1,300万円、前年度繰越額ゼロ、計同額です。支出済額及び支出見込額4億2,702万4,800円、残額が4億8,597万5,200円。翌年度繰越額同額です。左の財源内訳として、繰越金が1億1,417万5,200円、地方債が3億7,180万円となっております。繰越金1億1,417万5,200円は、庁舎整備基金繰入金でございます。地方債については、公共施設等適正管理推進事業債となっております。

続いて、4款衛生費2項清掃費、事業名、佐々クリーンセンター基幹的設備改良事業。継続費の総額32億7,000万円。令和4年度継続費予算現額、予算計上額が4,500万円、前年度繰越額ゼロ、計同額です。支出済額及び支出見込額4,334万円、残額が166万円、翌年度繰越額同額です。左の財源内訳として、繰越金が46万円、地方債が120万円、繰越金の46万円については、一般財源です。地方債120万円は一般廃棄物処理事業債となっております。

合計、継続費の総額59億7,100万円、予算計上額が9億5,800万円、前年度繰越額ゼロ、計同額です。支出済額及び支出見込額4億7,036万4,800円、残額、4億8,763万5,200円、翌年度繰越額同額です。財源内訳の繰越金として、1億1,463万5,200円、地方債が3億7,300万

円です。

令和5年6月28日提出、令和5年5月31日調製、佐々町長。

続いて、報告第5号の次のページをお願いいたします。

令和4年度佐々町繰越明許費繰越計算書。一般会計。

6款農林水産業費1項農業費、事業名、ため池劣化状況評価事業。これについては、ため池24か所分でございます。

金額916万1,000円、翌年度繰越額916万1,000円。左の財源内訳として、未収入特定財源、国県支出金が907万3,000円、一般財源が8万8,000円となっております。

この、ため池劣化状況評価事業については、8月下旬の完了見込みとなっております。

続いて、6款農林水産業費1項農業費、事業名、自然災害防止県営事業負担金（緊急地すべり等保全）。これについては、栗林第2地区の分でございます。

金額210万円、翌年度繰越額210万円、未収入特定財源として、地方債200万円、一般財源が10万円となっております。これは県の事業になりますけれども、県の事業の完了見込みが8月下旬の完成見込みとなっております。

続いて、6款農林水産業費1項農業費、事業名、農村地域防災減災事業負担金（ため池整備）。これは木場地区の帽子田ため池の分でございます。

金額303万6,000円、翌年度繰越額303万6,000円、未収入特定財源として地方債270万円、一般財源33万6,000円。これも県の事業でございますけれども、7月中旬の完成見込みとなっております。

続いて、7款商工費1項商工費、事業名、運送事業者等燃油価格高騰対策支援事業。金額680万円、翌年度繰越額680万円、未収入特定財源として国県支出金577万2,000円。これについては、コロナの臨時交付金の分でございます。一般財源が102万8,000円。この支援金の受付期間につきましては8月末までとなっております。

続いて、7款商工費1項商工費、事業名、生活応援商品券事業。これは住民1人当たり3,000円の商品券事業の分でございます。

金額4,851万2,000円、翌年度繰越額4,851万2,000円、未収入特定財源の国県支出金3,478万円については、コロナの臨時交付金の分でございます。一般財源が1,373万2,000円。商品券の利用期限につきましては10月1日までとなっております。

続いて、8款土木費2項道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化対策事業。これは国の補正予算に伴うものでございますけれども、佐々橋の補修設計、それから四ツ井樋橋、図池3号橋の補修工事の分でございます。

金額2,650万円、翌年度繰越額2,650万円、未収入特定財源として国県支出金が1,292万5,000円、地方債が1,050万円、一般財源が307万5,000円。この事業につきましては、令和6年3月上旬の完成見込みとなっております。

続いて、8款土木費2項道路橋梁費、事業名、道路改良維持補修事業。これにつきましては、町道防護柵の補修工事5路線の分でございます。

金額1,200万円、翌年度繰越額1,200万円、未収入特定財源として地方債1,080万円、一般財源が120万円です。これは6月30日の完成見込みとなっております。

続いて、8款土木費2項道路橋梁費、事業名、通学路緊急対策事業。これにつきましても国の補正予算に伴うものでございますけれども、町道赤崎線の通学路緊急対策工事の分でございます。

金額2,300万円、翌年度繰越額2,300万円、未収入特定財源として国県支出金825万円、地方債670万円、一般財源805万円です。これについては11月下旬の完成見込みとなっております。

合計金額1億3,110万9,000円、翌年度繰越額1億3,110万9,000円、未収入特定財源として国県支出金が7,080万円、地方債が3,270万円、一般財源が2,760万9,000円となっております。

令和5年6月28日提出、令和5年5月31日調製、佐々町長。  
以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ただいま2件の報告がありました。  
これから質疑を行います。  
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

マスクをせずに、すみません。  
財源が非常に、国県支出金とか地方債が多いんですけど、これについては、もう収入は入っているんでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。  
税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

未収入特定財源として、先ほど申しましたところでございますけれども、これについては、交付決定等はあっておりますけれども、まだ収入済みではございません。  
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

地方債については、通常でしたら、私はよく分からないんですけども、5月ぐらいまでに入るとおっしゃるんですが、年度越していつでも入って収入するということになるんですかね。交付決定は来とって、事業だけして、あと2か月弱で仕上がるというんですけども、それまでには入るんですかね。支払いの関係があるものですから、ちょっと懸念しておるんですけども。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

起債につきましては、令和4年度中に同意をいただいて、令和4年度の歳入として受け入れる分については、令和4年度で完成した分でございます。それを令和5年度に繰り越しますもので、令和5年度の完了をもって、その時期、令和5年度の完了後に、起債の借入れの手続を行うというものでございますので、事業が完了していない分については、まだ歳入には至っていないというものでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

そしたら、国県の支出金も、完了した後に完成届を出して入るということで、全体的に見て8月末が多いようなんですが、その後に手続をして、その間、支払いは一般財源で払うとくという形になるわけですかね。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

国庫支出金のその手続については、その所管によって時期はいろいろあるかと思いますがけれども、その支出に対応する分については、一般財源で立替えをしておくというのが通常の事業の流れになっております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにありませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようです。

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、報告第6号、7号をお願いいたします。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

報告第6号、地方公営企業法第26条第3項の規定による、継続費繰越計算書について、別紙のとおり報告する。令和5年6月28日提出、佐々町長。

記。令和4年度佐々町水道事業会計継続費繰越計算書。

中身につきましては、水道課長をもって説明させますのでよろしくお願ひ申し上げます。

報告第7号、地方公営企業法第26条第3項の規定による、繰越計算書について、別紙のとおり報告する。令和5年6月28日提出、佐々町長。

記。令和4年度佐々町水道事業会計予算繰越計算書。

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

それでは、報告第6号の次のページ、1枚めくった次のページをお願いいたします。

令和4年度佐々町水道事業会計継続費繰越計算書。

1款資本的支出1項建設改良費、事業名、水道施設建設改良事業。継続費の総額10億8,949万5,000円、4年度継続費予算現額、予算計上額3億2,040万円、前年度繰越額1億6,961万円、計4億9,001万円。支払義務発生額4億4,591万4,000円、残額4,409万6,000円、翌年度繰越額4,409万6,000円。翌年度繰越額に係る財源内訳、企業債830万円、損益勘定留保資金3,579

万6,000円。

これにつきましては、資料を添付しておりますので、後ろに付けております報告第6号の資料、A3折り込みの分を、まず御覧いただきたいと思っております。

この継続費事業につきましては、令和元年度から令和4年度までの継続費として設定をさせていただいて、事業を行ってきたものでございます。

このA3縦の資料のほうは、元年度、2年度、3年度、4年度とそれぞれ実施してきた事業の決算額を並べておりますけれども、令和4年度の下から2番目、ナンバー6番の新平野配水池築造工事（その3）、これにつきましては、電気関係がメインとなる工事でございますが、インバーター製品の納品の遅れということがございまして、このインバーターを使ってポンプの制御をする、ポンプ制御盤本体の納品、それから設置、試験というものが年度内に完成することができないということで、この分を繰越しをさせていただいたものになります。

継続費でございますけれども、継続費の最終年度において年度内に完成しないという場合は、今度は継続費のほうではなくて、通常の前年度の26条繰越しとして、その翌年度に繰越しすることができるというふうになってございまして、それに基づいての繰越しをさせていただいているところです。

もう一枚めくっていただきまして、A4横の資料を付けさせていただいております。今申しました、その継続費の最終年度でさらに繰越しができるというところの根拠につきましては、このA4横の資料の下の四角囲みのところに記載をしておりますので、これを御確認いただければと思います。

本来であれば、4年度で完成をすれば、今回、継続費の精算報告という形で報告をさせていただくところであったんですけども、やむを得ず繰越しをせざるを得なくなりましたので、来年度、この事業が完了した後、6年度に入ってから、令和5年度の精算報告をさせていただくというふうなことになります。

そのイメージを示したのが、このA4の上の表になります。調製イメージと右肩に書いておりますけれども、これを6年度に調製して報告することになります。

イメージとしましては、元年度から4年度までが、もともとの予定というところで、5年度ののところには、全体計画としての年割額は当然入りません。実績として、例えば今、繰越しをするということで御報告を差上げた分がそのまま決算額だとすると、その実績が入ってまいりまして、一番右側がその比較で執行残が出てくるというふうなイメージになります。

こういった形で来年度の報告になってしまうというところに、御理解をいただきたいと思っております。

それから、続きまして、報告第7号の次のページを御覧ください。

令和4年度佐々町水道事業会計予算繰越計算書。

1款資本的支出1項建設改良費、事業名、堅山地区配水管更新工事（その2）。予算計上額3,500万円、支払義務発生額ゼロ、翌年度繰越額3,500万円。左の財源内訳、企業債2,510万円、損益勘定留保資金990万円。

これにつきましては、近接する他課工事との調整が必要となりましたので、年度内に事業を完了することが困難となったために繰越しをしたものでございます。こちらにつきましては、7月に完成予定となっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

報告第6号、報告第7号、2件の報告がありました。

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

第6号の新平野配水池築造工事の繰越しなんですけれども、これについては、インバーター製品の納期遅れということだったんですが、完成見込みっていいですか。あと、さっき聞き漏らしたかと思います。ちょっと。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

すみません、説明が漏れておりました。これにつきましては、令和6年1月の完成見込みでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいでしょうか。ほかに。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

今の議員さんと関連かも分かりませんが、ちょっと繰越しについて、地方公営企業法第26条関係で。法的に間違いない処置をされていると思うんですが、5年度に精算報告書が出ると思っていたものですから、私、ちょっと意外だったんですけれども。そういう方法があるのかなと思って。

町長、この報告を受けたとき、どのようにお感じになったかお尋ねしたい。町長に報告して認めたってということで、今回議会に出されておるんですけれども、どうなんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいでしょうか。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

具体的には早く完成しなければならなかったと思うんですけど、なかなかできなかったってことで、これはやはりやむを得ないんじゃないかということで、受け入れたということでございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

毎回、「よろしく、よろしく」で、黙って聞いてとつとですけど、ちょっと困るとですたいね。

永田議員さんから、さっきお話にあった、新平野配水池の築造工事で繰越し、令和6年1月っていうと一緒になるわけですかね、今、私の質問は。何でこれ、26条繰越しになったのかなと思って。

配水池築造工事（その3）とあるんですけど。そこら辺、ちょっと説明していただけないでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

まず、この新平野配水池築造工事について、その1、その2、その3というふうに分けておりますけれども、その1とその2につきましては、造成であったりとか、配水池そのものの建築関係がその1、その2になります。

その3が、これを実際に動かすための監視計装盤であったり、ポンプ制御盤であったり、そういった電気関係の部品というもの、部品といいますか、電気関係の工事。これがその3というふうに分けて発注をさせていただいたものになります。

この中で、その3につきましては、4年度にも一部、部分払い、2,343万6,000円を、部分払いをさせていただいております。全てが納品できないということではございませんで、監視計装盤、水位計、流量計、こういったものについては、現場のほう、もう完了はしております。

ただ、これらを制御する、ポンプを制御するために必要な機器の中に組み込まれるインバーター製品、これの納品がどうしても遅れるということがございまして、その部分を、繰越しをさせていただいているということで、今のところの見込みが令和6年1月の完成の見込みというふうなことでございます。

もう一つ、繰越しができるというところの根拠でございますけれども、資料のほうの2枚目につけておりますA4横の四角囲みのところの、後段の文、ただし書き以降のところを御覧いただければと思います。「ただし、継続年度内に支出が終わらなかった継続費に係る支出予算の金額については、地方公営企業法の第26条第1項（通常繰越）、こちらの規定により、さらに翌事業年度に繰り越して使用することができる。」というふうにされております。

しかし、もともとが継続費でございますので、その繰越計算書の様式については、継続費の繰越計算書の様式で行うというふうにされておりますので、このような形で報告をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

当初継続費で運用していくというのを決めて、1年余り遅れるということですよ。そういう報告が町長にあったということで、木場地区に対して水が、1年余り送水が遅れるということなんですけど、そこら辺について、町長、どうお考えですか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

さっき言われたとおり、継続費で上げているっていう、実際的には基盤とかいろいろなことが、部品が入らなかったということでございますけど、やはりこれは、令和4年度内に終わっておかなきゃいけないんじゃないかとは思っています。

しかしながら、こういうことになったっていうことで、大変申し訳なく思っていますので、一応、26条の繰越しを使わせていただいたということでございますので、御理解をいただければと思っていますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようでございます。

次に、報告第8号、第9号をお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

報告第8号、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による、継続費繰越計算書について、別紙のとおり報告する。令和5年6月28日提出、佐々町長。

記。令和4年度佐々町公共下水道事業会計継続費繰越計算書。

水道課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

報告第9号、地方公営企業法第26条第3項の規定による、繰越計算書について、別紙のとおり報告する。令和5年6月28日提出、佐々町長。

記。令和4年度佐々町公共下水道事業会計予算繰越計算書。

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

それでは、報告第8号の次のページを御覧ください。

令和4年度佐々町公共下水道事業会計継続費繰越計算書。

1 款資本的支出1 項建設改良費、事業名、し尿等前処理施設建設事業。継続費の総額8億1,450万円、4年度継続費予算現額予算計上額3億380万円、前年度繰越額4,620万円、計3億5,000万円。支払義務発生額1億2,000万円、残額2億3,000万円、翌年度繰越額2億3,000万円。翌年度繰越額に係る財源内訳、企業債1億520万円、国庫補助金1億1,310万円、損益勘定留保資金等1,170万円。

これにつきましては、し尿等前処理施設の建設工事に係る分の繰越しをさせていただいているもので、令和6年10月末の完成に向けて、今現在取り組んでいるところでございます。

それから、報告第9号の次のページを御覧ください。

令和4年度佐々町公共下水道事業会計予算繰越計算書。

1 款資本的支出1 項建設改良費、事業名、小浦雨水ポンプ場耐震補強検討業務委託料。予算計上額1,210万円、支払義務発生額ゼロ、翌年度繰越額1,210万円。左の財源内訳、国庫補助金406万5,000円、損益勘定留保資金803万5,000円。

これにつきましては、この耐震補強検討業務の前に行いました耐震診断業務、これが入札不調により遅れました関係で、年度内に事業完成ができないということで繰越しをさせていただいて、発注をさせていただいているものになります。令和6年1月の完成見込みというふうになっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

報告第8号、第9号は終わりました。

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

報告第8号のし尿等前処理施設の件ですけれども、本継続費の総額が8億1,450万円ということになっているんですけれども。ちょっと記憶があまり正確ではないんですけれども、契約が終わっていますよね。契約総額っていうのは今、幾らになっていますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

委員会でも御報告をいたしておりますけれども、この建設工事につきまして、6億7,320万円が契約額でございます。

それと、もう一つ監理のほうがございます、監理のほうの契約額が2,677万1,800円になっております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

仕組みのことでよく分からないところなんですけれども、継続、年度をまたいでやる工事ではありますけれども、そのもともとの契約、予算額についてはいろいろ説明があつてこういう金額になったのだというお話がありました。

当初予算から相当膨らんだという経過がありましたけれども、契約が終わっているわけですよ。実際、両方合わせると8億円余りの予算に対して7億円の契約になっていると。であれば、見通しとしては1億円程度は減額できるのではないかという見通しなんですけれども、これについての補正は行わないのか。補正を行う余地とかというものはないのかですね。

例えば、庁舎建設のときには当初の予算額を、不調に終わったということもあつて、増額したわけですね、予算をね。増えるときには増額するけれども、減らすときに、予算内に収まったときには減額しない。金額が大きいから、その分についてはほかの使途に使えるわけですから、ほかの使途にというか町としてどうこうというものではないんですけれども、予算規模を減らすことができるので補正をすべきではないのかというふうに思うんですけれども、その辺りの取扱いというのはどうなっているのか御説明いただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

継続費に関しましては、今もう議員がおっしゃられたとおり、まず全体の額を定めて、さらに年割額、年度ごとの予算額というものを定めて執行していくものになります。

基本的には、継続費につきましては執行残額をずっと最終年度まで通次繰越しという形で繰越しをしていって、最後に不用額を出すというのが継続費の基本的なやり方でございますので、1億円も差があるので減額しないのかということについて明確な、法的に減額しなさいとか

というところがあるわけではございませんけれども、通常を取扱いとしましては減額をせずに最後まで逡次繰越して持って行って、最後に不用額を出すというのが一般的なやり方でございます。

先ほど例に挙げられましたように、逆に不足するような場合というのはプラスで補正をしないとその執行自体ができませんので、その場合はプラスの補正をさせていただくというふうなものかというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

通常の場合であれば理解できるわけですが、確かに予算がなければ工事はできないというのはよく分かりますけれども、今回の場合は、当初のその前処理施設の見込額というのを相当上回ってきた、数億円上回ったわけですね。当初は、3億、4億というふうに言っていたものが8億円まで膨らんできたという経過があるわけです。しかも、それが年度を追って工事がやられるわけですから、要するにそれが実際に契約額がもう既に7億円というふうにトータル出ているわけですから、そういった意味ではここを、仮に追加工事等があったとしても1億円もさらに追加が出るということはありませんというふうに思うわけです、通常であれば。もちろんいろんな情勢がありますけれども。

ただ、やっぱり町民にとっては、非常にそういった膨らんできたという経緯が非常にはっきりしているわけですから、ここはやっぱり減額補正をやるべきではないかと。どういうタイミングでやるのかということについては御検討いただいたらというふうに思うんですけれども。意見として申し上げておきたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）  
ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。行政報告、報告第4号から第9号の報告は終わりました。  
日程第4、行政報告を終わります。

## — 日程第5 委員会報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）  
日程第5、委員会報告に入ります。  
まず、総務厚生委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。  
6 番。

（総務厚生委員長 阿部 豊君 登壇）

総務厚生委員長（阿部 豊 君）

6 番、阿部豊です。私のほうから、総務厚生委員会の委員長報告をさせていただきたいと思っております。

開催日時が、令和5年6月2日、10時開会。出席者は、全員出席です。

今回の所管事務調査につきましては、条例等について2件、その他報告9件を受けております。

案件ごとに順次報告させていただきます。

所管事務調査。条例等について。

1件目、佐々町税条例の一部改正について。専決処分案件で、今回の議案第32号案件でございます。

今回の概要としましては、森林環境譲与税導入に伴う改正が7件、町民税関係が7件、固定資産税関係が8件、軽自動車税関係が7件、町たばこ税関係が2件の改正ということで、詳細については議案提案時に報告があると思いますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

委員から、電動キックボードの関係の確認があつております。

委員会としましては、内容について確認し、次の定例会で承認提案されておりますので、各委員へ十分な検討をお願い、終了しております。

2件目、佐々町国民健康保険税条例の一部改正について。これも専決処分案件で、今回の議案第33号案件でございます。

概要としましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和5年3月31日公布され、令和5年4月1日施行されるということで、専決処分を行ったということでございます。

今回の改正の主なポイントは2件、後期高齢者支援分の課税限度額の引上げ、もう1点が低所得者の保険税軽減措置の拡充、5割・2割軽減判定の算定方式の変更ということでございます。

委員からの確認事項としまして、後期高齢者支援分の限度額引上げをしなければならない理由はいかにと。また、5割・2割の現状の確認。7割の変更はないのか等々の確認をしております。

内容について、委員会としましては確認。次の定例会で承認提案されており、各委員へ十分な検討をお願いし、終了しております。

その他報告です。9件報告を受けております。

案件ごとに報告させていただきます。

1件目、不納欠損について、税財政課、保険環境課、住民福祉課から報告を受けております。

委員からの確認としまして、訪問徴収の現状を確認されておりますが、執行側としましては、現在は訪問徴収は行っていないと。現地調査等は行って、文書催告等を主として行っておるといような回答があつております。

2件目、佐々クリーンセンター灰溶融炉故障に伴う予算の組替えということで、この案件につきましては、今回の第34号議案一般会計の専決処分という内容でございます。

4月21日、全員協議会において保険環境課から報告がありましたけれども、灰溶融炉の故障に伴って業務委託をしなければならなくなったということで、予算の専決をお願いしたいといふようなことで、専決処分につきましては、当面6月分までの対応分について専決処分の予算で対応させていただきたいと。7月以降については、今回の6月議会の補正で計上をさせていただきたいといふような内容でございます。

これまでのその業務委託に関する契約締結等々についての経過報告を受けております。

3点目、し尿等前処理施設建設工事の進捗状況ということで、保険環境課、水道課案件でございます。

この件につきましては、し尿等前処理施設建設工事の進捗状況ということで、原課から工事施工業者及び施工監理業者決定についてということと、地元説明会の内容、環境保全協定書の修正案と、あわせて令和4年度調査結果の報告等を受けております。

特筆すべき内容としまして、今回、環境保全協定書、これまで小浦3町内会であったという

ことをございますけれども、4町内会、いわゆる浜迎町内会を追加し、協定書を作成しているというような報告を受けております。

4点目、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯以外の低所得者の子育て世帯分について報告を受けております。

この案件につきましては、今回の議案第34号一般会計の専決予算に含まれるものでございまして、内容につきましては、対象児童1人につき5万円の給付、皆さん報道等で確認されておられると思いますけれども、その分について専決処分を行った部分についての経過報告を受けております。

積極支給対象者、5月31日口座振込済みが59世帯の130人と、家計急変世帯については6月1日から申請受付を開始するという内容でございました。

5点目、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金について、住民福祉課案件でございまして、国が新たに増額決定した電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、低所得者世帯への支援を行うということで、対象世帯としましては令和5年6月1日基準日、住民基本台帳掲載世帯の住民税均等割非課税世帯又は収入減少等で住民税均等割非課税世帯に相当する世帯に対する対象ということでございます。

支給額については、1世帯当たり3万円、支給予定が令和5年8月上旬ということで予定されており、今回6月補正で計上を予定されているというような内容でございました。

6点目、第1期佐々町保健福祉総合計画策定のためのアンケート調査結果でございまして。

これは中間報告ということで、住民福祉課から計画を策定するに当たり、実施した住民アンケート結果についての報告を受けております。

7点目、令和5年度新型コロナワクチン追加接種の体制確保についてでございまして。多世代包括支援センター案件でございまして。

内容につきましては、令和5年3月7日付国の通知に基づき、春・夏及び秋・冬の追加接種が必要となったことから、円滑な接種体制を確保するための体制状況についての報告を受けております。

関係予算については、今回の6月補正予算を予定しているということでございました。

8点目、電力・ガス・食料品等の価格高騰対策について、企画商工課案件でございまして。

内容につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、原油価格・物価高騰による町民負担軽減及び地域経済の活性化を図るため、今回また生活応援商品券を発行するというもので、現在まで第2弾を行われておりますけれども、第3弾を予定しているということで、内容は商品券1セット当たり3,000円のこれまでと同様の内容でございまして、これも第3弾を行いたいということで、6月補正を予定しているということでございました。

9点目、災害危険箇所視察について、総務課案件でございまして。

本年5月23日に実施した災害危険箇所視察についての概要報告を4地区分を受けております。以上でございまして。詳しくは、お手元の委員会報告を御参照いただきたいと思います。

## 議 長（淡田 邦夫 君）

次に、産業建設文教委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。5番。

（産業建設文教委員長 長谷川 忠君 登壇）

## 産業建設文教委員長（長谷川 忠 君）

5番、長谷川です。産業建設文教委員会の報告をさせていただきます。

所管事務調査として、3月29日と6月9日の2回に分けて委員会をやっておりますので、2日分を報告させていただきます。

令和5年3月29日、水曜日午前10時から、佐々町役場3階第2会議室にて委員会を行いました。

所管事務調査。1、事業の進捗状況調査について1件と、2、その他2件調査を行い、その他報告として、その他を含め3件の報告を受けました。

まずは、事業の進捗状況調査について議題とし、各課より令和5年度当初予算に係る投資的  
事業の計画についての説明を受けました。

委員から、建設課へ交通安全施設整備工事の件で、現場の優先度などの検討はどのようにされているのか。町道の防護柵補修工事など耕作者が田植え時期、稲刈り時期の期間は省くなどの配慮を検討できないか。また、水道課へ配水管などの新設工事など地元説明はしているのかとの意見があり、この案件につきましては、当委員会としては継続調査としました。

その他報告。1、教育委員会所管施設の冷暖房使用料の減免について教育委員会よりありま  
した。

本町の社会教育施設である地域交流センターの冷暖房使用料について、規則の一部改正を行  
い、使用料の免除をする件の説明を受けました。

対象団体は、町内の中学生以下の者で構成する団体の冷暖房使用料を免除ということです。  
主な団体の例としまして、中学校部活動、スポーツ少年団の空手道・剣道・テコンドー、公民館  
学習グループ、その中でキッズダンス・コーラスなどを想定しているとの説明を受けました。

施行は、令和5年4月1日からということでした。

委員から、一般的な利用者の数を考えた場合、コイン式の必要があったのかなどの意見もあ  
りました。

2、観光情報センターの移転について。企画商工課。

観光情報センターの機能を駅舎交流センターに移転させ、観光情報の発信と西肥バス乗車券  
と松浦鉄道乗車券の販売を1か所で実施することにより、利用客の利便性向上と町観光協会の  
収入増と自主財源を増やすことを目的としているそうです。

今後のスケジュールは、4月19日にシステム関係の移転をし、4月20日から佐々駅で営業を  
行い、4月20日以降の営業時間は午前9時から午後6時まで、定休日は12月29日から1月3日  
までとし、観光情報センターのパークアンドライドについては、継続して行うとの説明を受け  
ました。

委員から、パークアンドライドの仕組みや、佐々駅で一旦申請をして駐車許可証をもらって、  
向こうで駐車するのは手間がかかるのではないかと、工夫する必要があるのではないかと。また、  
駅舎のテナント募集を再度されているが、応募がなかった場合などの質問がありました。

その中で、パークアンドライドについて、この内容、自宅から自家用車を最寄りの駅や停留  
所に行き自動車を駐車させた後、公共交通機関などを利用するというのがこのパークアンド  
ライドだそうです。

以上で、3月29日分の報告を終わります。

続きまして、産業建設文教委員会の令和5年6月9日、金曜日午前10時から、佐々町役場3  
階において、また第1会議室において委員会を行っております。

所管事務調査。1、事業の進捗状況調査について1件と、2、その他緊急を要する事案につ  
いての2件の調査を行い、7件のその他報告を受けました。

1、事業の進捗状況調査について。投資的  
事業の進捗状況調査について説明を各課から受け  
ました。

2、①その他緊急を要する事案について、佐々町生活応援商品券について企画商工課から説  
明があり、委員から財源はどこから出すのか、また利用不可商品の根拠説明、また業務委託を

商工会にする理由の確認がありました。

企画商工課から、財源は、国からの電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用。利用不可商品は、資金決済に関する法律において、商品券の現金化と払い戻し行為が禁止されている旨の説明がありました。商工会へ委託する理由については、以前も同内容の事務を委託しており、取扱店を集めること、換金事務に慣れているためとの説明を受けました。

②佐々町畜産農家物価高騰対策支援給付金について、農林水産課から説明がありました。

委員からは、頭数の基準日と申請受付期間についての考慮は必要ではないか。また、子牛価格の下落に対応するための生産者への国が補填する制度の資料請求がありました。

その他報告事項。1、佐々町農業委員、農地利用最適化推進委員の募集状況等について。農林水産課、農業委員会。

全13名のうち6名が退任をされ、再任7名、新任6名であることの報告を受けました。

2、普通河川高岩川落石による河川閉塞について、建設課から報告説明を受けました。

令和5年4月6日に地元町内会から落石をしているとの連絡を受け、建設課が現場確認をし、翌4月7日から作業を開始し、4月20日に作業が完了したことの説明を受けました。

3、町道中央小浦線法面保護工事現場隣接地崩壊について、建設課から報告を受けました。

町道中央小浦線法面保護工事現場の隣接地崩壊において、不適切な切土により、施工したフェンスの一部に被害が出ているとの報告を受けました。

4、不納欠損処分について。水道課。

不納欠損処分の状況について、報告を受けました。

5、し尿等前処理施設建設工事の進捗状況について。水道課。

工事概要等の報告と、地元の環境保全協定書の内容について、報告を受けました。

6、佐々中学校の制服変更について。教育委員会。

生徒・保護者・教職員による検討委員会の検討状況について、報告を受けました。

7、災害危険箇所視察について。総務課。

令和5年5月23日に江迎警察署、佐世保市消防局西消防署佐々出張所との立会いの下で、4か所の視察を行った結果の報告を受けました。

以上で、産業建設文教委員会の報告を終わります。

## 議長（淡田 邦夫 君）

次に、議会運営委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。  
9番。

（議会運営委員長 須藤 敏規君 登壇）

## 議会運営委員長（須藤 敏規 君）

議会運営委員会の所管事務調査の報告をいたします。

案件は、議長の諮問に関する事項ということで、政治倫理条例の見直しについてであります。開催日は、令和5年5月26日、6月2日、6月20日の3回開催し、調査・研究を行いました。主な概要について報告します。

昨年11月28日に開催した委員会で意見が出されました、現行の条例中の6つの条文について調査を行っております。

1つが資産報告書の提出義務等、2つ目が資産報告書、3つ目が政治倫理審査会の設置、4つ目が資産報告書の審査、5つ目が町民の調査請求権、6つ目が町の公共事業の契約に対する遵守事項ということで。

1点目は、資産報告については流動的な資産、普通預金などですが、不要とする。

2点目が、調査請求権について町民からの請求のみが規定されておりますが、議員からも請求をできるようにする。なお、請求にあたっては人数要件を設けることとする。

3点目は、今回の地方自治法の改正で、議員個人の兼業禁止規定で上限の請負額が300万円以内であれば抵触しないということになっておりますので、規定でこれを設ける。

以上を踏まえまして、議長宛てに意見書として提出をしております。

なお、この条例については町三役にも関係いたしますので、執行との調整を事務局のほうにお願いをしております。

お手元に配付しております議会運営委員会報告を御一読お願いしたいと思います。

以上で、報告を終わります。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

委員長からの報告が終わりました。

以上で、日程第5、委員会報告を終わります。

一般質問に入る前に、25分まで暫時休憩といたします。

（11時13分 休憩）

（11時23分 再開）

— 日程第6 一般質問（平田 康範 議員） —

**議 長（淡田 邦夫 君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、一般質問を行います。

それでは、質問通告書の順で発言を許可します。一問一答方式により、1番、平田康範議員の発言を許可します。

1番。

**1 番（平田 康範 君）**

ただ今、議長より質問の許可をいただきました1番、平田でございます。本日はSDGsに関連した2項目について通告をいたしておりますので、質問をさせていただきます。

まず、1項目めの佐々町地球温暖化対策実行計画でありますけれども、今日の地球環境を見ますと、御存じのとおり、自然環境に配慮した取組みを考える時期と思われまますので、見解をまず伺っていきたく思います。

地球温暖化の影響による異常気象で、近年においては全国各地で線状降水帯が発生するなどして、集中豪雨により被害が頻繁に発生し、災害の規模も年々大きく上昇している状況でございます。

もう既に本年も台風2号、3号が発生したわけでございますが、その影響で九州南部の大雨とか、それから埼玉、栃木、そういった県においては市街地の浸水など、被害が発生したということで報道されておりますけれども、今月に入りまして19、20日において、鹿児島奄美地方で線状降水帯が発生したというような状況で、やはりこのような状況を深刻に捉え、地球温暖化の防止に取り組むことが急務であると考えます。

地球温暖化対策の推進に関する法律によりますと、その区域の自然的また社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的、そして、かつ計画的な施策を策定し実施するように努めるとされております。

政府実行計画では、温室効果ガスを平成25年度を基準として、令和12年度までに50%の削減

を目指すということで定めてあるようでございますが、本町においては、本年3月に説明を受けましたけども、佐々町地域温暖化対策実行計画の事務事業編を策定され、この目標年度によりますと、2030年度に基準年度2020年比に対して30%の温室効果ガスの排出削減を目指すということになっておるようでございます。やはり何と申しまして、目標達成のためには、できるかできないかではなくして、やるかやらないかと私は思います。もうそういうことで、先頭に立って町長が本気度を出さなければこの目標達成はできないと思いますが、町長の本気度をまず伺います。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

目標の達成に向けての意気込みということでお話だと思っております。今、議員のお話にもありますように、地球温暖化の問題というのは日本国内だけではなくて、人類全体の地球規模の問題でございます。温暖化の原因であります温室効果ガスの排出削減が、やはり脱炭素化の社会の実現に向けて、現在、世界各国で様々な取り組みが行われているというところでございます。

先ほどお話がありましたように、線状降水帯とかやはり異常な雨も降るということで、これも温室効果ガスの原因ではないかと言われているわけございまして、本町におきましても、先ほど議員からお話がありましたように、ことし3月に事務事業編ということで計画の策定をしております、地球温暖化の防止に向けて取り組みの方針とか、それから骨格を定めているところでございまして、今年度から本格的な取り組みの実施と協議を今準備を進めているところでございまして、私も先ほどの本気度ということでお話がありましたように、この計画の総括の管理者ということになっておりますので、やはり2030年の温室効果ガス、先ほど目標の30%というお話がありました。目標の達成に向けて、職員の皆さんとまた住民の皆さんと一緒に、一丸となって取り組まなければならないという決意でいるということだけはよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
1 番。

1 番（平田 康範 君）

町長の決意が伺えましたので、多分できるだろうと思いますが、目標達成に向けた取り組みについてお伺いしたいんですが、実は、今回策定された事務事業編の目標達成に向けた取り組みの基本方針では、温室効果ガスの排出の要因である電気使用量とそれから灯油とか重油、それから、ガソリンなどの燃料使用量の削減について重点的に取り組むということになっております。

具体的な取り組みについて、これはずっと見てみますと、目標を定めてありますけども、取組内容によっては、実施します、それから進めます、努めます、それから検討しますと。項目によって、取り組む項目には目標を掲げてある取組みの事業によってはそういったことで明記されております。

したがって、実施しますとか進めます、努めますというのは今後どんどんこの事業について進むものと思うんですが、検討します、よく町長は検討しますとか、こう言われますけども、この検討しますという取組みをしなければこの目標達成は無理だと私は考えます。

したがって、この検討しますとした取組みを、いつまでにこの検討を終えて、そして実施に向けていくのか、そこら辺の考えをちょっとお伺いします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

議員が御指摘のとおり、本文中の計画書の中に、検討しますという項目というのがたくさん出ているということで、検討した項目について、いつまで結論を出されるものかという今御質問だったと思います。項目によってやはり表現を分けさせていただいていましたから、中で検討するとなりました項目もございます。どの項目としましても、町としてはやはり推進していくという姿勢は同じでございますが、取組みの実施に向けては、全庁的な協議とかやはり調整も必要なものもありますので、検討するという表現になったものと考えております。

また、設備の更新とか導入に当たっては、事前に調査の分析が必要なものもあるということ考えていまして、現時点では一律的に、いつまで結論を出すという回答は難しいわけでございますけど、今後は、検討状況を含めながら、進捗状況については町としましてもやはり担当の所管委員会にも通じながら、報告をさせていただきながら、こういうことを進めていきたいと考えておりますので、御理解をいただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
1 番。

1 番（平田 康範 君）

それでは、次の質問に入りますけど、次世代自動車導入についての考えということで、関連して他の自治体の取組みを紹介しながら方針をちょっとお伺いしたいと思うんですが、本町においても、2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロに向けて、町民、それから各種団体、あるいは事業者が一丸となって、この地球温暖化対策を進めていかなければならないわけでございますが、まあ言いますように、これまでの取組みだけではやはり厳しく、まだ、より一層の取組強化といいますか、そういったものが必要になってくると考えております。

県内のある自治体の取組みを紹介いたしますけども、EVですね、電気自動車や再生エネルギーを核とした、災害に強く温室効果ガス排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルなど、地域づくりを目指して昨年1月に、市内外の9社、それと団体と結んだ連携協定事業の一環として、環境省が補助をしているようですが、市が地域商社と共同で事業を進めるというようなことで、その事業内容が、実は本庁舎、本町も今建設工事に入っているわけですが、本庁舎、それから駐車場の屋根などに太陽光パネルを設置し、そして蓄電池と蓄電池からその電気自動車への充電や、それから電気自動車から庁舎への給電、逆に電気をやる、そういったことができる機器などを導入されていると。

ですから、さらにはこの電気自動車6台のリース契約もされていますけども、この電気自動車は、蓄電池とEV車からの給電、それで3日間はこの庁舎の稼働が可能になったということ言われております。これは県内のある自治体です。

それから、本町においても、佐々町の地球温暖化対策実行計画の事務事業編で言いますように、公用車の更新時に低燃料車やハイブリッド車、それから電気自動車等のエコカーの導入を検討しますと明記されております。

それで、公用車のエコカー導入については、やはり若干価格的には高いわけですが、新たな価値観を創造し、そして本町が取り組もうとしているこの二酸化炭素排出量の削減の課題解決に向けた取組みであるということであれば、やはり町民から、多少費用が高くてもエコカーの導入については理解が得られるのかなというような、私個人的には考えております。

そこで、町長に伺いますが、電気自動車は先ほど紹介しましたように、大量のバッテリーを搭載していることから、環境面だけではなくして、やはり災害時の避難所の非常用電源としての付加価値もございます。そういうことで、今後計画を検討していく中で、公用車の更新について具体的な方針を示すとともに、明確な数値目標やそれから実効性がある取組みを行えば、町民や、そして事業者へのこの普及促進も図られると私は考えております。

県外の主なというか、ある先進的な自治体では、2030年度までに一般公用車の100%を次世代自動車化するという方針を打ち出した自治体もあります。また、ある自治体においては、公用車のうち乗用車については、電気自動車などエコカーの割合を60%以上にするというような方針を示されております。そういうことで、本町の基本的な取組方針で掲げてありますように、温室効果ガスの排出要因である電気使用量とそれから灯油とか重油やガソリン、燃料関係ですね、そういった燃料使用量の削減に重点的に取り組むこととすとなっております。

そこで、本町はこの公用車の次世代自動車への導入拡大についてどのような見解といたしますか、方針をお持ちなのかをお伺いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

次世代の自動車ということで、電気自動車、ハイブリッドということで導入の拡大でございますけど、町としましても公用車の更新につきましては、今後やはり平田議員がおっしゃったように、ハイブリッド車とか電気自動車の次世代自動車への更新導入に向けては、やはり積極的に取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

具体的な導入方法とか、それから車両の種別とか台数については、購入する費用とか、業務用途、災害等の緊急時の対応とか、いろいろなことを考慮しながら、先ほど平田議員がおっしゃったように、先進自治体の事例というのも参考にしたりしながら、更新とか、それから導入については進めてまいらなければならないんじゃないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
1 番。

1 番（平田 康範 君）

佐々町にこの電気自動車、今どこか入ってますかね。それだけちょっと確認させてください。

議 長（淡田 邦夫 君）  
総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

現在、公用車に電気自動車の導入はされておられません。  
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
1 番。

1 番（平田 康範 君）

ほかの福岡とか何かから、こちらの議会のほうに研修に見えましたが、やはり電気自動車ですよ、公用車は。佐々町の取組みは若干遅いじゃないかなと。もう一般の方もどんどんやっているんですから、そういうことで早くその方針というのを示していただきたいと思います。

それでは、この地球温暖化関係についてはもう最後の質問になろうかと思いますが、地方公共団体実行計画、これは区域施策編ですけれども、これは、地球温暖化対策計画に即して、先ほどから言っておりますように、その区域の自然的、あるいは社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量削減を推進するための総合的な計画であるわけですから、計画的に達成すべき目標を設定しまして、そして、その目標を達成するための措置の内容を定めるということで、この定めてあります、温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する項目の中で。

それで、この地球温暖化対策の推進に関する法律の第21条で、再生エネルギーの導入、それから省エネルギーの促進、それから公共交通機関の利用者の利便の増進とか、それから緑化推進、廃棄物等の発生抑制など、循環型社会形成について定めるとされております。この第21条です。

また、2022年4月から施行されております、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正がなされておまして、区域施策編に施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は、地域の再生エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業に係る促進区域や、それから環境配慮、地域貢献に関する方針を定めるよう努めることということでなっております。

これは、県内で特徴的な取組みをされている事例、ここでまた紹介いたしたいと思いますが、長崎市は今月の15日に、2050年度の二酸化炭素排出実質ゼロを目指して、それから長与、それから時津、両町と共同で策定する。ここは地球温暖化対策実行計画の素案を公表されております。この取組みは、長崎市、長与町、時津町連携中枢都市圏、これを形成する1市2町なんですけど、その3市町で取り組んで、今後の連携する内容を検討されてはいますが、もう何度も言いますが、具体的には公用車の電気自動車の導入とか、それから公共施設での再生可能エネルギーの利用促進、あるいは、これが大事なんですけど、小中学校での環境教育の推進、やはり学校でもこういった教育も連携をしながらやっというふうなことで検討されております。

そういうふうには他の自治体においてはこの策定もできておるわけですが、実は環境省が、長崎県内の地方公共団体実行計画の策定、それから取組状況を、若干期間的に前なんですけど、令和5年3月30日付で公表しております。その後、更新されておられませんので、喫緊の状況は把握できないわけですが、長崎県内21市町で、この区域施策編を作成されている自治体は11市町です。残念ながら本町は策定されていない。その欄に入っております。一覧表を見ますとね。

ですから、佐々町においても、西九州させば広域都市圏で連携しているわけですが、そういった共同計画というのでも、何ら話も動きもないようでございますので、これについては本町独自で策定する以外方法がないと思いますけども、この区域の施策編は、本町としていつまでに策定を終えようと思っておられるか。よそはどんどんできているんですよ。ですから、佐々町はいつまでにするのかということをお尋ねをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

実行計画って、今の話だと思いますけど、区域の施策編ということで、これは本町ではまだつくっていないわけですが、必要性というのは十分認識しているところでございますが、まず、事前の調査の分析とか計画の策定にあたりまして、住民の方とか民間事業者を交え

た組織といたしますか、委員会ですか、組織しながら検討する必要もありますので、今の事務事業編が非常に労力と時間というのが要るのではないかと考えておりますし、ことしの3月に、先ほど申しましたように事務事業編を策定いたしましたので、今年度から温暖化対策の取組みのスタートさせたところでございますので、これらの取組状況とか実績等も参考にしながら、今度区域の施策編の策定には取り組まなければならないということで考えております。

それともう一つ、今、西九州の広域連携でもどうするのかというのはまだ話し合いもなっていません。ただ、よそはこうしてつくっているということでございますので、町としても早急に検討をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（平田 康範 君）

この区域の施策については、やはりもうよそはつくっているわけですから、町長が言われるように、検討委員会とか何か早く立ち上げて、取り組む必要があると私は言っておきたいと思えます。

それでは、2項目めとして通告いたしております、町所有の不要備品の処分の考え方について質問させていただきます。

なぜ私がここで質問するかといいますと、実は新庁舎建設に伴いまして、役場別館が解体されたんです。この解体されたわけですけども、不要になった備品について、まだ再利用できるような備品が廃棄処分されたのではというような疑問が生じたので、今回あえて質問させていただきます。

物品といたしますと幅広くなって、切手とか文房具とか入ってきますので、あえて今回、備品という言葉で質問させていただきたいと思えます。

備品管理台帳は、台帳を整理することで購入時期やそれから数量の整理により、コストの削減を図り、そして未使用や廃棄品の確実な管理ができて、実質的にはやはり資産が明確になると。また節税にもなるということが考えられると思えます。

そこで、まず伺いますけども、備品は備品購入費で購入されていると思えますが、この備品管理台帳に、町の財産として全ての備品が掲載されて整理されているのかと。

それから、また、佐々町の財務規則の111条、不用の決定等というのがございますが、総務課長は、使用の必要のない物品については所管換え若しくは分類換えにより適切な処理ができないとき、又は、使用することができない物品があるときは町長の承認を受け、これらの物品について不用の決定をすることができるとされております。第2項で、この廃棄もできることが明記されております。

ですから、今回廃棄された備品についても、この財務規則に準じて処理され、そして処理した後のその備品管理台帳ですか、この台帳もピシャッと整理されたのか。さらには、今回処分に要した廃棄委託費用、大まかでいいです。どれくらいの費用がかかったのかということをお聞きしたい。

ですから、以上3点、備品管理台帳の整理状況と、それから今回処分されたこの備品、これは財務規則に準じて処分され、その後の台帳整理もピシャッと終わったのか、それから、費用についてどの程度が必要となったのか、まずお伺いしておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

会計管理者。

**会計管理者（藤永 尊生 君）**

まず、備品の管理台帳についての整備状況の御質問ですが、管理台帳となるのが備品台帳でございます。備品の購入において、支払時の支出伝票の作成と同じく台帳を作成し、購入した各課で原本として保管し、また控えとして出納室で保管しております。備品の移動などの変動がある場合には、あわせて台帳のほうを修正していくということになります。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

総務課長。

**総務課長（落合 健治 君）**

処分された備品は、財務規則に準じて処分されているのかという点でございますが、別館備品の処分についてですが、まず他部署で引取り手がないか調査を行いまして、ロッカーやキャビネットなどの備品、給湯器や照明、便器などの設備類は本庁舎やクリーンセンター、学校などに移管をしております。

引取り手がなかった備品につきましては、使用に耐えられるものにつきましては、本庁舎に保管をいたしまして、新庁舎で使用できないか検討することとしております。

また、廃棄した備品につきましては、先ほど議員おっしゃられました、財務規則の第111条の規定に基づきまして不用の決定を行い、有価物として売り払うことができるものについては、見積り合わせを行いまして売却をしております。売却ができないものについては、廃棄をしたところでございます。

また、廃棄した備品のうち備品台帳の搭載が確認できたものにつきましては、廃棄手続きを行いまして廃棄をいたしまして、台帳の整理も行っているところでございます。

それから、廃棄の費用につきましては、かかった費用が49万5,000円支出をしておるところでございます。

以上でございます。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

1 番。

**1 番（平田 康範 君）**

やはり、別館の備品だけでも49万5,000円かかっているんですね。高いなと思います。今後、さらに処分費用というのは必要になってくるかなと今感じたわけですが。

それでは、2問目に入ります。

新庁舎が完成した折には、新たに事務所の開設に向けて、いいますように、いろいろな備品に関して必要なものを確実に、優先的に使うというのが当然でありますけども、新庁舎における各部署の配置やスペース、そういった関係から、やはり今使っている備品にも不要となる備品も出てくるというようなことも考えられるのではないかなと思います。

資源有効利用促進法では、事業者、消費者あるいは自治体等に3Rへの取組みを求め、環境型社会システムの構築を目指すとされております。ですから、持続可能な社会を構築するために、再利用できる備品はやはりいいますように、廃棄をせず、再利用して、環境負荷が少ない実現に向けての取組みが必要であり、そのためには、事前に準備が必要なんですね。やはり新庁舎で、これは使う、使わない、あるいは使わないけどもこれは再利用できるとか、そういった事前の調査といたしますか、そういったものが必要になってくるかと思っておりますけれども、そういった、現在、仕分け状況をされているのか。それをしなければ、これは廃棄するとかこれは使うとかできないと思うんです。もう今からやっとならないと遅いと思っておりますけれども、そうい

った仕分け状況などの取組状況を伺っておきたいと思えます。

議 長（淡田 邦夫 君）

間もなく12時になろうかとしておりますけれども、1番議員の一般質問が終了するまで続けさせていただきます。

庁舎建設室長。

庁舎建設室長（山本 勝憲 君）

現庁舎の備品の、新庁舎に持っていく備品の仕分け状況ということでございますけれども、まず、新庁舎の備品につきましては、現庁舎から移転してそのまま利用する備品、それと、それを決定して、今度は新庁舎に必要な備品という形で購入を進めたいということでまず考えています。最終的には、移転を終えて、現庁舎に備品が残りますので、その備品は一覧表を作成して、その中で改めて整理をしていきたいということで考えております。

ですから、仕分け状況としましては、まずは現庁舎にある備品で再利用できる備品、持っていける備品、そこを確実に決定しまして、購入する備品を決定し、最終的にこの現庁舎に残った備品を一覧表にまとめて、その中でまた整理をさせていただきたいというような順番で考えておりますので、よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

1番。

1 番（平田 康範 君）

それでは、最後の質問をいたします。

今、何か備品についてはちょっとお聞きいたしました。そういうことで、新庁舎で活用しない備品、そういったものを整理されているということでございます。

備品は、御存じのとおり住民の税金で購入したものでありますから、今言われますように、新庁舎では活用しないということで予定している備品であっても残りますよね。そういったものはまだ使われるわけですか。再利用ができるわけですよ。ですから、そういったものについては、やはり資源有効利用促進法にも、また地球温暖化対策の一つにもなりますけども、やはりごみの削減とか、それからリサイクル、それから環境負荷の軽減、そういった関係から、やはりほかの自治体の紹介をまたいたしますけど、旧庁舎で使用した備品を新庁舎で転用、再利用されていきますけども、サイズとかなんか合わないとまた変えますよね。そういうことで、一般の個人、これを除く公益団体とか、それから非営利企業団体などを対象に、この備品の譲渡会を開催されております。

本町においても、今いいますように、交換が必要な備品があれば転用するわけですが、庁舎以外に、例えば学校とかもありますよね。それから公民館とかそういったものもありますから、そういったところと交換できる備品もあるでしょうし、あるいは町内会に対して、譲渡できる備品、そういったものを、その残った備品と、町内会に情報を提供して、そしてそこで町内会で再利用していただくということで、そういった譲渡会の取組み、これも必要かと思うんですが、このような譲渡会の取組みについて、今後どのような考えかをお伺いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

**町 長（古庄 剛 君）**

今、平田議員がおっしゃったように、新庁舎でも利用しない備品の処分の考え方でございますけど、財務規則では、まず移管換えをせよと、検討しながら、それができないときには、不用の決定ということになるわけでございます。不用決定後は、売り渡し、売り払いといいますが、検討しながら、売り払いが不利、売り払いが不適當なものについては、廃棄ということの順番になるわけでございますけど、具体的には先ほどお話がありましたように、出先機関もありますので、庁舎以外の場所で利用できないかということもやはり検討しなければならないと思っていますし、不用の決定を行った後は、次に売り払いができないかということを検討しなければならないと。最終的に残ったものは、廃棄処分ということになるわけでございますけど、先ほど、今御質問がありました譲渡会についての開催についてということでございますが、現状では仕分け作業がまだ行っていませんので、もう少し時間をいただきながら、ほかの自治体もそういうことをやっているところもありますので、参考にしながら、行うとすればまた具体的なものを検討して、また皆さん方にお示ししながらやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

いいですか。1番議員、いいですか。

**1 番（平田 康範 君）**

もう時間が来ましたから終わります。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

1番議員の一般質問は終わりました。  
しばらく休憩いたします。

（12時02分 休憩）

（13時00分 再開）

— 日程第6 一般質問（川副 剛 議員） —

**議 長（淡田 邦夫 君）**

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。  
一般質問を続けて行います。  
次に、一問一答方式により、2番、川副剛議員の発言を許可します。  
2番。

**2 番（川副 剛 君）**

2番、川副剛でございます。議長の許可をいただきましたので、質問通告順に従い、質問させていただきます。

私の議員の任期も半分過ぎまして、残り半分になったわけですが、残りの任期も、初心忘れるべからずで行きたいと思っております。

本日も一般質問させていただきますが、自戒も含めて、改めて心構えを議員必携より引用させていただきます。

議会は、住民を代表して重要な事件を審議し、決定し、行政を批判・監視する機関である。したがって、理由があれば批判・攻撃も、また問題についての追及もいかに鋭くてもよい。し

かし、批判・攻撃そのものが目的ではなく、あくまでも行政を合理的・効率的に行わせることが目的である。議員が指摘した事項がその方向で改善され、実行されなければ能がない。議員多数に支持され、執行部に共鳴させ、実行させなければその価値はない。

今回はちょっと鋭く質問させていただきますが、決して攻撃そのものが目的ではないということを御理解いただきたいと思います。

まず、責任の所在について質問させていただきます。

いじめ問題の最終責任はということで、学校内のトラブルは学校内のことであり、学校内で解決するのが当然であると思っております。

では、いじめ問題など重大事態には、教育委員会はどこまで踏み込んでいけるのかという趣旨の質問ですが、まず、その前に、教育委員会の立ち位置、釈迦に説法でございますが、説明いたしますと、行政委員会の一つとして市町から独立した機関を置き、教育行政を担当させることにより、中立的・専門的な行政運営を担保とあります。つまり、独立した中立的な立場であります。ですが、一方で、中立よりももっと後ろの位置、学校には踏み入れない、後押し機関でしかないという意見もありまして、この立ち位置の認識は非常に重要だと思っておりますが、教育委員会の役割、立ち位置を教えてくださいたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

立ち位置については、確かに、議員御指摘のようなところもございますが、私の考え方としては、子どものために学校とともに活動していく、支援をしていく機関であろうというふうに思っております。学校に、決して踏み入れないとかそういうことではなくて、共に支援しながら、また共に協議をしながら問題を解決していく機関というふうに捉えておるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（川副 剛 君）

前回、一般質問した後に、オフレコではございますが、教育長は私に、教育委員会は後押し機関でしかないと、学校には口を挟めないと、私が4点ほど質問したんですけれども、それに関しては何もできない、教育委員会は何もできないと。気になるのであれば、一保護者として学校に直接行ってくださいと私に申されました。その認識はどう変わられたんですか。それから変わられたのかお尋ねしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

私が、ちょっとこうよやま話の中で失言したのかもしれませんが、あくまでも学校経営の責任、運営の責任は校長にございます。そういった意味では、校長をいかに後押ししていくか、校長の裁量権の中でやるべきことについて、私どもがいかに指導していくかということになるのかなと思っております。ですから、個別的な案件一つ一つについて、全て教育委員会がやる

ということになれば、校長の存在、また、校長の権限を侵すということになりますので、具体的な案件になれば、当然、学校のほうに聞きながらということになってくるというふうに思っております。

ただ、先ほど言いましたけれど、学校には踏み入れないという、完全に引いた形ではございません。あくまでも後押しはしていくという形でございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（川副 剛 君）

オフレコの発言とは、与太話とおっしゃいますけど、この神聖な議場で、一般質問の後にそのような発言をされたことは、私は由々しきことだと思いますし、議員軽視、議会軽視の発言だと思っております。

私も、我々議員は、住民の負託を受けているわけでありまして、住民の代表としてここに立っているわけでありまして。議論をしない、させない、聞いても答えないというのであれば、それは住民の声を聞かない、もう言論封殺に近いものだと私は思っております。まあ、これぐらいで、もう詰めませんけども、私はちょっとその件に関しては、大変腹立たしく思っております。認識の襟を正していただきたいと思っております。

質問に戻りますが、なぜ市町から独立した行政機関かと、その理由は国や地方行政が過度に介入すべきではなく、教育現場の中立性を維持し、かつ地域の声を積極的に取り入れるようにすべきとの見解もあります。

いじめなどの重大事態の場合は、積極的な介入が必要ではないかと。それはなぜかと申しますと、いじめによる自殺など重大事件が起きた場合、多くの場合、行政が裁判で訴えられており、市や町の責任が問われております。

ちょうど昨日、昨日の新聞に載っておりましたが、佐世保市立小学校の特別支援学校で4年生の男児がいじめに遭い、転校を余儀なくされ、学校が適切な対応をとらなかったとして、保護者らが佐世保市に約300万円の損害賠償を求めて提訴しております。

これらからしても、これらの事例を見ても、最終責任は行政になってくるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

非常に難しい御質問だと思いますが、責任については法的な責任であったり、道義的という、審議則にのっとった責任というのがあろうかなと思っております。

刑事上の責任については、当然、加害者が明らかな場合は、本人、保護者ということになってきますし、民事上の賠償責任は加害者、また保護者が責任を問われますが、不適切な対応、佐世保市の事案がどうだったかというのは詳しくは把握しておりませんが、不適切な対応や安全配慮義務違反があった場合は、担任、校長、設置者の責任が問われるということになってこようかなというふうに思っております。

それから、申し訳ありません、私が誤解を受けるような発言をしたとすれば、深く反省いたします。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
2番。

2 番（川副 剛 君）

先ほど謝罪と申しますか、受けましたけども、要は、そのような立ち位置、及び腰で、そのいじめから子どもが救えるのかと私は思っております。

例えば、埼玉県の川口市いじめ事件では、現在訴訟となっておりますが、川口市教育委員会では、提出すべき資料を提出せず、裁判所との約束を守らないことも問題になっております。

続いて、山梨県の北杜市の教育委員会、第三者委員会を黒塗りで被害者側に合意しようとするなど、その対応が問題になりました。これは全て教育委員会が自らの保身のために実態解明せず、責任から逃げていると私は考えております。本町において、そういう機能不全に陥ることはないと思いますが、ここで改めて、釘を刺しておかせていただきます。

次の質問に移ります。

通学路の安全確保の責任は。

通学路の安全確保の責任は誰にあるのかという質問ですが、国の審議会では、登下校の通学路における見回り活動の日常的・直接的な実施については、基本的に、学校、教師の本来的な業務ではなく、学校以外が担うべき業務となっております。

これを読み解きますと、極端に言いますと、学校から一步出るとそれは学校の管轄ではない、不審者など出た場合などの緊急的な見回りは別として、学校の仕事ではないと私は理解しております。

昨今、教師の過度な残業が社会問題になっている中、通学路の安全確保まで含めると、教師の役割・責任は際限なく広がっていくわけです。

なぜ、今回、この質問をしたかと申しますと、前回、班編成の質問をした際に、周りの方から、班編成は教育委員会の範囲ではない、と指摘を受けたんですけども、かといって、私は、学校の仕事ではないと思っているわけなんですけども、列を組む人数などを考慮して班編成を組んでおりますので、私は班編成と通学路の安全は連動していると思っております。

今回は、班編成は質問ではないので質問はいたしません。現在、PTA任せになっているのが実情であります。道路管理者は行政にありまして、県道でいえば県、町道でいえばもちろん町になります。通学路の安全確保は行政にあると思いたすがいかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

御質問の通学路の安全確保ということで、今、責任についてということで御質問がっております。

道路等の安全管理上の問題であれば、やはり管理者が責任を問われるということもあるかと思われませんが、一般的には、交通事故等によっては、加害者の自己責任というものもあるのではないかと思います。

また、通学路の安全確保についてでございますが、平成27年に、本町では通学路の交通安全プログラムというのを策定しまして、毎年1回、議員も御存じのように、県北振興局の道路維持課と、それから江迎警察署の交通対策課と、それから生活安全課、青少年健全育成会、地域防犯リーダー、交通安全母の会、小中学校のPTA会長さん、それから、小中学校の校長さんと役場の総務課、建設課、教育委員会等によりまして、現地調査を行って、現地調査を含みながら通学路の安全推進会議というのを開催しておるわけでございますが、安全対策が必要にな

った場合、必要となる箇所については、計画的に歩道の整備とか横断歩道とか路面の表示、グリーンベルト、それから、停止線等の補助等の設置対応を行っておりますので、通学路の変更、見守りについては、そういう対応をやりながらやっているということでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

2番。

2番（川副 剛 君）

千葉県の八街市の事故、下校中の小学生が飲酒運転の大型トラックに突っ込まれ死傷した大変痛ましい事件でしたが、この事故では、運転手が飲酒していたというドライバーの悪質さが目立っておりますが、事故の10年ほど前から、小学校のPTAの保護者から、ガードレールを設置してほしいという嘆願がありましたが、予算の都合で却下されたとのことであります。

「行政による安全対策の遅れが、今回の事故につながった」、「重大事故を十分予見できた」、「要望があったにもかかわらず放置していた行政の責任を問うべき」との厳しい声も上がっております。

ここで重要なワードといいますか言葉は、管理者責任と予見性のこの2つでありまして、管理者の予見性の問題では、2016年1月に起きた長野県軽井沢町の大学生ら15人が死亡して、26人が重軽傷を負われたスキー事故では、その場にいなかった通行管理者だった社長と幹部が禁固5年の実刑になっております。

地裁は、死亡した運転手の経験不足を把握していたとして、事故は予見できたと判断しております。現場にいなかった管理者の刑事責任を認めたのは異例のことでありまして、2005年のJR事故では、社長の無罪が確定、静岡県の天竜川での船が転覆した事故でも、船に乗っていない主任の男性の無罪が確定しており、今回の軽井沢スキーバス事故の有罪の結果は、管理者責任に一石投じる形になっていると私は思っております。

今後、世間の流れは、管理者責任が重く問われていくのではないかと私は思っております。

ここでは詳しく申し上げますが、日頃から、町内を見ますと明らかに危険箇所もあり、十分事故を予見できる場所もあります。建設課の皆さんも、日頃から町内の危険箇所に目を光らせ、日々住民の安全のため少しでも事故をなくそうと鋭意活動しておられます。

全ての町道において、完全、パーフェクトに安全にすることは、財源の問題もあり大変難しいとは承知しておりますが、住民からの要望も勘案しながら進めていただきたいと意見を申し上げます。

繰り返しになりますが、結論として、通学路の安全の確保は、学校にはないと私は考えております。以前は、通学路の責任は学校にあるという方も多かったようですが、通学路の安全責任、それらも含めると、先ほど申しましたように、教師の負担は際限なく広がる。昨今、教師の長時間労働が現在問題になっており、部活動も地域移行にするなど、教師の負担を軽減しようと国も動いております。すぐに教育委員会が班編成に加われと、そういうことを申しているわけではなく、先ほど申した、管理者の責任の所在の認識も含め、世の中の流れが非常に速い、これまで当たり前だった常識も日々変化しております。置いていかれないように旧態以前の考えを改め、社会の常識にアップグレードしていくべきだと私は思います。

次の質問にまいります。

地域住民交流の活性化について。

新型コロナも5類に移行し、通常の社会生活が戻りつつありますが、3年間で町内のイベントも中止になっており、住民同士の交流も希薄になっております。交流の場があり、地域全体が顔見知りになることにより、災害時の安否確認や不審者の情報及び通学の見回りなど、地域

全体の安全・安心につながると思います。

今後、地域住民の交流について、どのような考えを持っておられるのかお尋ねしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、川副議員がおっしゃったように、3年間ということで、新型コロナウイルス感染症の拡大ということで、なかなか行事ができなかったということで、地域住民の交流というのが減っていたということで思っております。

今回、感染症の拡大が今落ち着きつつある、令和4年度からは、少しずつでございますけど、町内のイベントとかいろいろ交流についても再開がなされているということで、町でいえば、三大花まつりであります河津桜と、それから花菖蒲のウナギまつり、それから商工業の皆様方の御協力がありまして、たくさんのお客様をお迎えすることができたということで、大変にぎわったということで、我々も一安心をしているところでございます。

また、一つは、多世代の包括支援センターで、障がいを持つ方々への理解を促進していくという目的で、「さざまる市場」というのを、新しいイベントを3月12日に開催をしております、就労者支援の事業所の方とか、それから放課後デイサービスの紹介の展示、手作り商品の販売、またウォーキングイベントなどもあわせて実施しております、これもたくさんの方が、私も参加いたしました、たくさんの方が出てきていただいて、いろいろな世代の交流ができたということで、やはり違う立場の人々の交流を広げる場所にもなったのではないかとということで、今後も継続して開催したいということで考えておまして、今後も、やはり地域住民の皆様の方をお借りしながら、いろいろなイベントというのを開催しながら、交流を広げるといいますか、交流の輪を広げる機会をつくっていかねければならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
2番。

2 番（川副 剛 君）

分かりました。グラウンドゴルフなど町内会でやっておられますが、今、人気が出ているのが、ポッチャとモルックというのがありまして、ポッチャは、お手玉のようなものを投げて、モルックも木の棒を投げるゲームなんですけども、ポッチャはもう既に町内会でやっておられまして、ポッチャの利点が、雨の日でも、屋内でもできて、介護分野でも利用されております。老若男女、高齢者から子どもまで楽しめるゲームとなっております、東京オリンピックではパラリンピックの公式競技にもなっております。

私も、実際、手に、そのポッチャのお手玉のようなものを握らせてやらせてもらったんですけど、お手玉と言うとちょっと語弊があるかもしれませんが、レザー素材の物すごくかっこいいやつでして、やってみた感じは、素直に本当に楽しかったというふうに実感しました。

町内会で対抗戦やったり実施したりすれば、町自体も全体も盛り上がって、地域住民の交流の活性化につながると思いますがどうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、お話がありました、ボッチャという競技というのがパラオリンピックに採用されるということで、正式な競技になっておりまして、年齢とか障がいとか性別とか関係なく、誰もができるということで、スポーツということで聞いております。

町内では、スポーツ推進員によりまして、スポーツ塾も開催されているというお話をお聞きしておりますので、やはり指導者の方がなかなか少ないもんですから、指導者の方の力を借りながら、ボッチャに限らず、またほかの多様な競技、イベントもあれば、やはり関係課とよく研究をしながら採用して、もし交流ができればやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（川副 剛 君）

補助も含めて、どんどん新しいイベントの検討をしていただきたいと意見を申しておきます。次の質問にまいります。

特殊詐欺対策について。

全国的にアポ電などによる高齢者の特殊詐欺被害が多発しております。特殊詐欺被害の約9割が高齢者であります。そして、アポ電被害のほとんどは、ポイントは3つありまして、平日の昼間の固定電話であります。これが狙われているわけでありまして、詐欺集団が最も警戒するのは、証拠になる録音だそうです。直接話せない場合は、犯人が犯行を諦める場合もあるとのことあります。電話をかけてきた相手に録音する旨のメッセージを伝え、自動録音することで抑止力につながるのではないかと。今ある固定電話に工事不要で自動応答録音機を、機能を付けることもできますが、そういうものの対応はしておられますでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

議員おっしゃるとおり、全国的に、アポ電といいますか、特殊詐欺被害が多発しておるということで、高齢者のみならず、全世代にわたって被害が発生しているということで我々も認識しているところでございます。

幸い、本町の消費生活相談窓口には、町内で直接の被害に遭った方の情報というのが、今、入ってないわけでございますけど、やはり電話とか、はがき、電子メールなど、詐欺と思われる連絡があったということは通報を受けているところでございます。

詐欺の被害の対策としまして、先ほどお話がありましたように、固定電話に連絡があった場合には、犯罪防止とか被害に遭った際の資料となる通話記録の自動録音の装置が、設置があげられるということで、現在、町としまして、高齢者への無償貸出しを行っているところでございまして、また、先ほど申されましたように、NTT西日本が特殊詐欺の対策としまして、本年5月1日から、高齢者のナンバーディスプレイや、それからナンバーのリクエストの月額利用料のほうと、それから工事費の無償化を実施しておりますので、それについても住民の皆様方に周知をしながら、やはりこれにかからないようにやっていきたいと思ひますし、それから、新型コロナの拡大の影響でございまして、町内会の高齢者向けの講習会が実施できなかったということでございますが、今年度から再開しながら、やはり高齢者の方が、そういう詐欺にかからないように講習をしながら、皆さん方に周知をしながらやっていきたいと思ひており

ますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
2番。

2 番（川副 剛 君）

夜、NHKで「それ、詐欺ばい」という、何かやっております、それでも結構毎日のように、長崎県内の高齢者に電話がかかっているのをよく見まして、長崎県内でも結構多いんだなと思っておりますので、高齢者をターゲットにする犯罪は日々巧妙化しておりますので、犯罪被害を防ぐための見守り、まずは孤立を防いで、周りとのコミュニケーションづくりをすることというのが大事だと思っておりますので、行政全体で、みんなで抑止、被害を防止するようにお願いしたいと思っております。

ちょっと早いようですけども、私の一般質問を終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）  
以上で、2番、川副剛議員の一般質問を終わります。  
35分まで暫時休憩といたします。

（13時24分 休憩）

（13時34分 再開）

— 日程第6 一般質問（永田 勝美 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に、一問一答方式により、4番、永田勝美議員の発言を許可します。  
4番。

4 番（永田 勝美 君）

4番、永田勝美です。私は、日本共産党佐々支部を代表し、日本国憲法が暮らしに生き、平和で住みよい佐々町を実現していく、そのことを目指して質問したいというふうに思います。

先日、ことしの通常国会が6月21日に終わりましたが、今年の通常国会の中では、大変重大な法案がほとんどまともな審議もなく、どんどん通っていくということに大変歯がゆい思いをしたところであります。

6月2日には、参議院本会議において、マイナンバー法の改正案が、自民、公明、維新、国民、各党の賛成、立憲民主党、日本共産党の反対で可決成立ということになりました。

今回の改正案には、2024年、来年秋に健康保険証を廃止する案が盛り込まれています。これは、健康保険証をマイナ保険証に置き換えることで、任意であるマイナンバーカードの取得を強制する、事実上強制する内容になっていると批判が高まっています。

今、連日のようにマスコミで報道されていますが、マイナンバーカードをめぐるは大変重大なトラブルが頻発しています。

先日、私が以前勤めておりました、長崎の医療法人で話を聞きました。そうすると、マイナンバーカードの認証が、一つは、マイナンバーカードと顔認証でやるんだそうですね。その顔認証が不具合になると、要するに、本人と判別できないと、特に病状によっては、やはり形相が変わるといふこともあるのだろうというふうに思うんですけれども、顔認証でまともに判別

できないという例が、大体3日に1件ぐらい出てくると。そういう場合、保険証の確認ができなければ、基本は10割負担にしなければいけないというのが療養担当規則では定められているんですよね。10割払わんといかんと。後から資格を確認して払戻しという手続になるわけです。

先日、開業医の団体の全国保団連というところが調べた結果が、記者会見で発表されておりました。被保険者情報が正しく反映されないなどのトラブルが、調査に回答した医療機関の65%、3,929医療機関で発生しているとして、直ちに運用を中止すべきだという見解を発表しました。

また、全日本民医連という医療団体は、これまで保険証は全ての国民の手元に配付されてきました。しかし、マイナ保険証は申請制であり、役所で手続をしなければ取得できません。命と健康を守るために必要な保険証の取得を自己責任にすることは、断じて認めることができませんと見解を発表し、さらに要介護高齢者の場合、例えば、施設に入所している要介護の方の場合は、入居する施設の管理者が、マイナンバーカードの保管や暗証番号の管理責任を負わされることになると、個人情報流出すれば処罰もあり得るという意味で、本当に医療・介護の現場からは、本当に大変な状況になるぞということが言われています。

報道の中では、例えば、薬局でトラブルが発生したと、絶対に飲み合わせてはならない薬を医師が処方されていると、その人の病状によって飲み合わせてはならない、飲んだら命に関わるような薬が処方されていたということで、おかしいということで確認をしたら、ほかの人の情報に基づく処方だったという内容、こんなことが今起きています。

先日から、我が党の田村政策委員長が、顔認証システムを使うことも非常に困難だと、一旦立ち止まって、一旦運用を中止すべきではないかと、そして医療について、保険証については運用を中止すべきではないかと、マイナ保険証についてはということを提言していますが、いや、だんだんよくなるから続けますって、そういう態度ですよ、政府の姿勢は。これは本当に重大だというふうに私は思っています。

そこで、町の問題ですけれども、町としては、これまで国の要請に応じて、マイナンバーカードの発行を後押しする施策を進めてきたと、町長は今回の事態についてどのように捉えているかと。これまでどおり推進して、生じた問題に責任を負えなくなるのではないかとことを考えるものですが、町がとった対応が問題だということではなくて、これからどうするかということについて、町長の御意見を伺いたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、議員のおっしゃるとおりでございまして、先日の、閉会しました通常国会におきまして、マイナンバー法の改正のほうが出来たわけでございまして、これはもう法律に従って我々は粛々とやらなきゃならないということで、先ほどお話がありましたように、保険診療が、令和6年以降のマイナンバーカードによるオンラインということで、資格確認が基本となるということで、現行の保険証が廃止されるということになったということでございます。

このマイナンバーカードをめぐって、先ほど議員がおっしゃったように、カードの所有者本人でない方の情報がひもづくなどの人為的なミスが多々起きているということで、問題が発生しているわけでございまして、政府は、ことしの秋頃までには総点検をしてめどをつけたいということで、問題の発生への解消に向けた取り組みとか、対応、再発防止に向けた対策を検討されているということでございますので、今後はより、町としましては、信頼性のある安全性の高いものになるのではないかと考えていますので、本町としましても、マイナンバーカードの信頼性とか安全性については、やはり十分確認をしながら、この法律に従って、町民保険者の

皆さん方の周知・普及を図りながら、保険証との一体化について対応していかなければならないのではないかと考えていますので、御理解をいただければと思っています。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

私は、先日、マスコミからも様々な意見が表明されています。読売新聞の社説では、行政文書は後で修正できるかもしれないが、医療に関する手違いは、国民の健康や生命に重大な影響を及ぼすおそれがある。政府は事態を軽視してはならない。現在、何ら不都合なく使えている保険証を廃止し、事実上、カードの取得を強制するような手法が、政府の目指す人に優しいデジタル化なのかと、法律が成立したからといって制度の見直しは不可能だと考えるのは早計だ。政府は、1980年納税番号の一種、グリーンカード制度を導入する法律を成立させたが、政財界から批判が噴出したため、5年後に法律で廃止した。マイナ保険証の見直しは、今からでも遅くはない。トラブルの原因を解消し、再発防止に努めるのが先決だと。当初の予定どおり選択制に戻すのも一案だろうと述べています。

そもそも政府は、昨年6月の段階では、現行の保険証とマイナ保険証の選択制を打ち出していたんですね。希望すれば、カードだけで受診を可能にするという構想。しかし、去年の10月に、河野デジタル相が唐突に保険証廃止を打ち出してきたというのが流れですよね。どう考えても、カードを持たない人に健康保険組合などが資格確認書を発行すると、しかし、確認書の取得は本人の申請が必要ですよね。だから、本人がマイナンバーカードを作っていなかったら、本人が申請せんと保険証をもらえんということになるわけですよ。それでは、本当に保険証がなくて病院にかかれないという人が出てくるでしょうって、もう明らかじゃないかなというふうに思うんです。

そういう意味では、こういう批判が今高まっているということを踏まえて、町が今行うべき施策としては、既に発行したマイナ保険証の総点検を行うと。全ての町民が保険証による混乱の影響が出ないように対応すべきです、と思います。

実際に総務省のホームページを見ると、自分の情報を確認してくださいって出てくるんですよ。自分の情報を確認するというのは当たり前のようなことがしますけども、もし違う人の情報が入りしたら、それは個人情報ですよ。ほかの人の個人情報がただ漏れになるようなことを国が推奨するって、これはどういうことだろうというのが思っていて、まともな、今の感じでは点検がやられるという状況になっていないということを大変危惧しています。

同時に、例えば、町が対応している国保の問題で言えば、国保の被保険者には、マイナンバーカードを持っていない国保の被保険者については、町の判断で、一律に送付をするといった対応も必要になってくるのではないかとというふうに思います。

被保険者の申請を待って、保険証を作ってもらおうというやり方は、これはもう絶対にやってはならないと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今おっしゃったように、今、マイナンバーカードが間違いかどうかは確認するって、間違いであれば、これはよその人の情報が、自分が分かるわけであるし、永田さんのを私が分かったということになる可能性は出てくるわけでございますけど、やはりそれは、確認はしてもらわ

なければなかなか厳しいところになるのではないかと考えています。

それから、先ほどマイナンバーカードの任意取得ということになっておりますので、本人からの申請に基づいて交付されるもの、ある程度は変わらないと私は考えていますし、それから保険証については、様々な理由でカードが保持できない方については、先ほど申されましたように、資格確認書というのが保険証の代わりに発行されるということで、書面が交付されるということになっておりますので、やはりこのようなカードをしながら、保険証のマイナンバーカードの取得を強制するというはなかなか考えておらないと考えていますし、やはり政府に対する保険証の廃止というのは撤回してくれというのはなかなか言えないのではないかと考えていますので、町としましても、先ほど申されましたように、保険証がなく医療機関受診できないというようなことがないように、町としては、しっかりと準備・対応はやっていかなきゃならないのではないかと考えていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

そういうことがないようにというふうに言われましたので、そのことは是非踏まえて、対応をお願いしたいというふうに思います。

なお、この間、住民福祉課の職員を中心に、マイナンバーカードの業務等で大変過重負担というのが生じていますよね。やっぱりこの総点検に当たって、これでまた時間外が増えるなんていうことになると、やっぱり本当に役場の職員の過重負担というのは、やっぱり是非配慮していただきたいと。体制をつくって、きちんと必要な手立てをとるということは、それは、町としてはやっていただきたいということも付言しておきたいと。

私は、デジタル化そのものにやみくもに反対ということではありません。しかし、今の保険証廃止については、今のような進め方で拙速に進めることは、本当に大変な事態を、事故を生むということを心配しますし、住民の理解が十分に得られなければ、保険証の利用者である住民が本当に安心して医療にかかることもできなくなると、そういう事態が起きるということを守るために、やっぱり一度立ち止まってしっかり点検するという対応が、やっぱり責任ある行政の対応ではないかと思っておりますので、付言しておきたいというふうに思います。

2点目は、物価高騰から町民の暮らしをどのように守っていくのかということについて、先般来、委員会の中でも今後の町の施策等について、いろいろ議論がされておりましたけれども、今、6月6日に厚労省が発表した、4月分の毎月勤労統計速報というのが出ております。そこでは、物価を考慮した働き手1人当たりの実質賃金が、前年同月よりも3%減ったと、賃金の減少は13か月連続だという報道がありました。

物価は上がっているということのはっきりしているんですが、賃金は上がっていない。ことしの春闘は、しばらくぶりに1万円を超えるベースアップがあったとかという報道もされていますけれども、実際の賃金の上昇というのは、特に中小にあたってはやっぱり非常に低いと。

そういう中で、本当に今の物価高、物価高騰は、私たちの暮らしを本当に直撃しているという状況だと思います。

そういう点で、町として、今後どのように暮らしを守るための施策というのを打っていかれるのかということについて、町長の姿勢をお示しいただきたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

議員が御指摘のとおり、食料品等の物価の高騰というのが、幅広い分野で値上げが進んでいるということで、それでもまだ価格転嫁がされていないところも、状況もあるということで、報道をされているということは承知しております、やはりこの円安の進行というのも見られますので、今後の住民の方の暮らしの影響というのは、大変我々も懸念をしているところでございます。

御承知のとおり、現在、町としましては、いろいろなところで取り組んでいるわけですが、まず、住民税の非課税世帯への3万円の給付、それから低所得子育て世帯への子育て世帯生活応援特別給付金としまして、1人当たり5万円の給付を行い、それから物価上昇分を補填する形で、町内の公立・私立保育園の副食費の支援、それから学童保育へのおやつ代の支援、それから小中学校への給食費等の支援を行っているわけでございます。

また、6月の補正において提案をさせていただく予定であります、電力とか、それからガス、食料品等の価格高騰の支援の地方交付金を活用しました追加の支援としまして、住民の1人当たり3,000円の生活応援商品券の配布を行いたいと考えていますし、それから肥料、粗飼料の価格高騰に対しまして、畜産農家への給付金事業等を実施したいと、今、考えているところでございます。

現在の物価高につきましては、賃金の上昇が、先ほど追いついていないというお話がありまして、そういう現状で課題があると考えておりますが、現状としましては、やはり国が進める物価高騰対策とあわせながら、住民の皆様の日々の生活における負担の軽減について、引き続き実態を把握しながら、町としては対応をしていかなければならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

そうした意味でも、様々な施策をとってきているのですけれども、全体としては、やはり今、財源の問題もあり、一時的にならざるを得ないという状況だと思います。しかし、トータルとして、やはり継続的に対応できるという施策の一つが、ずっと取り上げております、学校給食無償化の取組みではないだろうかというふうに私は思うんです。

この間、何回も繰り返して、施策について、学校給食無償化に向けた取組みについては質問してまいりました。ことしもかなり広がってしまっていて、既に全国で260の自治体が無償化に踏み出しました。そういう意味では、やはりここ1年間で10%ぐらい増えているんですね。それはやっぱりコロナ禍もあったし、物価上昇もあったしって、様々な要因があるんですけども、やっぱり一番大きくは、子育て支援というくくりが大きいのではないだろうかというふうに思うんです。

町長は、3月議会では、本来、国がやるべきことだと、実際に今度は国の子育ての戦略方針も出るから、そこに期待しているんだというニュアンスのお話がありました。そういうふうにならなれども、国が出してくるだろうということで、私もつぶさに見てまいりました。こども未来戦略方針というやつですね。一言も書いてないですね、学校給食については。要するに、学校給食は自治体任せという姿勢は、やっぱり国は変えてないと思うんですよ。そういう中で、じゃあ、国が出すまで待ってとくってわけにはいかないというのが今の状況だと思います。

この戦略方針そのものも、財源もはっきりしないし、非常にやっぱり危ういものだというふうに思いますが、そういう中で、やっぱり実際に困っているのは子育て世帯。子育て世帯とい

う中で、特に所得が相対的に低い若年層の世帯ですよ、小学校、中学校の子どもさんがいる世帯というのは。しかも、その中には、例えば、国保の世帯もある。要するに、非正規の皆さんなんか結構たくさんいらっしゃるわけですよ。そういう点で、今、子育て支援というならば、やっぱり経常的にかかる教育費の無償化というのは、避けて通れないのではないかと思います。

そういう点で、町長、こども未来戦略方針が出た今の時点の立場に立って、町長、お考えのところがあれば伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

私も異次元の少子化対策ということで、給食費が無料になるのではないかと、期待は国のほうにもしていたわけでございますけど、なかなかやはり国のほうも、そういうことで厳しいということで。佐々町も県下でも先駆けては取り組んだんですよ、この平成27年に負担金の軽減措置ということで。これは、全部ができなかったということで、財源的な関係で、2割、4割、8割ということで行ったわけでございますけど、やはり完全無償化というのは、我々もそういうことで、子育て世代の負担を少しでも軽減するためにはやりたいと考えているわけでございますけど、なかなかやはり財政的にも厳しい措置でございます。

これが、今、1,900万円ぐらいの負担軽減をやっているわけでございますけど、完全無償化した場合には、やはり5,900万円ぐらいかかるということで、財源が必要ではないかと考えられているところがございます。なかなか無償化というのは取り組む、よく、無償化については様々な動きがあるということは、先ほど永田議員からもおっしゃいましたように、今いろいろよその進んでいるところもあるわけでございますけど、町としましても、学校給食の全額無償化というのは、やはり財源的にはなかなか、今のところは厳しいのではないかと考えておまして、町としましても、十分検討、皆さんとお話ししながら、負担軽減については考えていかなきゃならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

確かに、町長が言われるように、佐々町は学校給食の支援のことについては、県内でトップランナーです、今でも。現実に、恒常的にそんだけ支援をしている自治体はないです。

東彼杵町がことし無償化になりましたけど、これは1年限りということですから、恒常的にやっているのは佐々町だけということは変わらないのかなと思います。しかし、さっき申し上げたように、お隣の佐賀県は、前に紹介しましたが、10の町があるんです、町が。市町の町が10町あるんですけど、4町がもう無償化しているんですね。

長崎県はそうなんですけども、それで実際に、今、そういうことでずうっと広がってきているんですけども、大体どれぐらいの予算が必要なのかというのは、絵に描いたように、大体、その町の財政規模の1%なんです。それは変わらないですよ、どこも。佐世保市でも1%です。1%あれば学校給食無償化できるんです。

そういう意味では、もうやっぱり学校給食の無償化に、町の財政の1%使うことは当たり前と、それを織込み済みでやっぱり予算化していくというのが、今後のスタンダードになるんじゃないか、私はそういうふうに思っています。そうしなければ、実際に学校給食無償化って実

現しない、今の仕組みの中では。だから、そういう意味ではそうだと思います。

私、前回も言いましたけれども、例えば、一度にあと4,000万円増やせというふうには言いませんけれども、そうならなくても、例えば、来年度は第一子については50%、第二子から100%というふうにすると、大体2,200万円ぐらいでできるという、半分でできるんですね。だから、そういうふうにはピッチを切って、あと、町長の任期もあと2年ですから、1年にピッチを切っていくと、2,000万円ずつ増やしていくと、退任のときには無償化が実現した町長ということで、歴史に名を残すのではないかと私は思うわけですがけれども、実態は、本当にやっぱり今がチャンスというか、やっぱり必要だと、ここは本当に学校給食無償化ができるかどうかというのは、本当に、今、重要な時期ではないだろうかということを重ねて考えますがいかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

お伝えできるような、これができればいいわけでございますけど、やはりこれはなかなか難しいところがございます、今後は、町としましても、地方自治体の先ほど無償化の現状とか、全国規模の実態調査とか何かをよくやりながら、課題が整理されるということで思っていますので、それを考えながら、今後の動きに注意しながら、町としてどうするかというのを考えたいと思っていますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

学校給食の問題はずっと引き続き訴えていきたいというふうに思っておりますし、実態を、やはり前向きな検討を重ねて求めていきたいというふうに思います。

次に、子ども医療費の一部負担の問題についてです。

子ども医療費の負担は、要するに、佐々町の子どもさんたちは、18歳まで医療費無償というふうにしているわけですが、一部負担金を無償にするというふうにしてきたんですが、実際は足切りがあって、1回800円は支払わないといけないわけですよ。800円、月2回まで払わんといかんと。ところが、例えば、これから夏休みに入ります。夏休みに、子どもたちは、この時期に歯医者に行って虫歯を治そう、それから眼科にちゃんと行っておこうとか、いろんな健康管理もする重要な時期になるわけですが、今、例えば、夏風邪のヘルパンギーナが流行っていたり、インフルエンザが流行していたりということで、本当に今、この時期、大変な時期なんですね。

例えば、こういう時期に小児科にかかったら、歯科にかかって皮膚科に行って眼科に行くと、そういう子どもさんが出てくるわけですよ。そうすると、月2回、1,600円掛け4ですよ。そしたら、それはなかなかばかにならないと、兄弟2人いたらというようなことだって当然あるわけで、やっぱり子ども医療費は18歳まで広げてきた、償還払いじゃなくて現物給付にしてきたという点では、佐々町は、本当に、これも県下のトップランナーで頑張ってきたというふうに思うんですけども、町長も以前から言っておられる、この一部負担、800円の一部負担を解消するということができないだろうか。

実際に、今、全国では既に全額無償にしている自治体というのがあります。この間、報道されていたのは、群馬県が県として無償化すると。群馬県は、全自治体が一部負担なしなんだですよ。それで、それが県として、県の制度にしますということだから、自治体の負担をそ

れでなくすということも打ち出されたそうです。

このことについての検討状況というか、お考えがあれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

現在、子ども医療費の窓口負担というのが、医療機関ごとで1か月当たりの1日800円と、2日以上の場合は1,600円というのが上限になっているということで、日に何回も行かれば、これはちょっと負担が出てくるわけですね。やはり窓口負担について、町としましては、今、乳幼児から高校生まで完全無料化した場合、大体1,530万円ぐらいかかるのではないかと、必要ということになっているわけございまして、先ほど永田議員からお話がありましたように、町としましては、町独自で医療費を完全無料化というのをするというのは、今、具体的な検討を行っていないわけございまして、国の動向といたしましては、令和5年6月13日に閣議決定されました、こども未来戦略方針の中で、国は、今後3年間で集中期間において実施する加速化プランの中で、具体的な施策として医療費の負担軽減というのがあげられておりますので、その中で、町としましても、18歳以下を無料化するという財政措置も含んだ子ども医療費の助成に係る国の支援制度の創設などを考えながら、国とか県に、やはりこの無料化というのは強く要請しなければならないのではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

国や県に要請するというのは、是非やっていただきたいと思うんですけども、これも、ほかの問題でも同じなんですけど、やっぱり国や県というのは、市町村が実際に施策を始めて、実際にやって、そして、その分の財政を応援してくれというふうに言わないと国は出さないとすね。これまでもずっとそうです。もう子ども医療費なんか、要するに、現物給付にしたら、ペナルティーまでかけるというようなことなんかもあったわけですから、そういった意味では、国、県に対する対応は、本当にやっぱりそれを待っているのは実現できないということは、町長が一番よくお分かりのことだと思いますので、町としてどうするのかということについては考えていただきたいと、そのことがなければ、やっぱり先に進まないというふうに思うんですよ。

もちろん、町の財政を無視してやれと言っているわけじゃないんですけども、現実には、若いお母さんたち、保護者の皆さんというのは、本当に、やっぱり所得の低い世帯が多い、そういった意味では、相対的に。若い世代の給料というのは、1985年当時よりも安くなっているんですよ。いつか紹介しましたよね。要するに、実質賃金はここ35年間、40年間近く上がっていないんです。そういう中で物価が上がる。

実際に、子どもたちのその医療費が本当にやっぱり心配でということになれば、今の少子化対策というのは、抜本的には解決できないと。もちろん、それだけじゃないですよ。子育てのためのいわゆる学費の支援だとか様々なことありますけれども、やっぱり子ども、異次元の対策というのは、今、求められているんですよ。しかし、異次元の対策をやるって言うけれども、中身がないのしかまだ出てきていませんから、その中身に肉づけしていくのは、まさに私たちではないだろうか。

要するに、市町村が、やっぱり一番生活の場に近い私たちが、そういう施策というのを打ち出していくことが、今、重要ではないだろうかということを申し上げておきたいと思います。

次に、子どもの、これも子ども・子育て支援ですけども、国保の均等割廃止に向けて、これはもう均等割廃止の問題は何回も質問してきたんですが、あえて一般会計からの法定外繰入れができないかということを質問したい。

それは、これまで法定外繰入れはできないというふうにずっと言っておられたから、法定外繰入れができない理由というのは何かということ、改めて説明していただけますか。課長からでもいいですけど。

議 長（淡田 邦夫 君）  
保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

一般会計から国民健康保険の特別会計のほうに繰入れができる項目というのは、法定されておりまして、こちらに基づき繰入れのほうを行っているという現状でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4番。

4 番（永田 勝美 君）

ちょっと不親切な答弁だったので、少し補足しておきたいと思いますが、要するに、法定外繰入れというのは、厚労省が基準をつくっているんですね。そして、基準をつくっていて法定外繰入れ、要するに、その分については、ペナルティーの対象になりますというふうになっているんです。補助金を引くということもやるわけですから。ところが、条例による減免、国保法77条に基づく減免は、ペナルティーの対象外という見解が出されています。

それは、実際にやっている町があるわけですけど、例えば、仙台市などは子どもの均等割を一旦全部掛けて、そしてそれを減額措置をするんですね。一旦課税した上に減額措置をして、そして、77条に基づく減免という措置をして、そして、実質は、大体均等割の3割をカットしている。低所得者所帯は均等割なしという、そういう対応にしているということがありました。

このことは、これも先ほど言いました、我が党の政策委員長の田村事務所から、参議院を通じて出した厚労省への質問書の中で、質問書の回答で、これについてはいわゆるペナルティーの対象外ということが示されたこと、資料も課長に差し上げたので、是非検討いただきたいと思うのですが、このことがペナルティーの対象外ということであれば、一般会計からの繰入れってできるんじゃないだろうかと思は思うんですけど。そして、金額も、例えば、未就学時の均等割の分を繰入れするに100万円ですよ、そういう金額です。

そんな大した金額ではない、大きな金額ではないけれども、やはり子育て世帯の、国保世帯の子育て世帯にとっては、非常に大きな負担になっている。これを軽減できるということは大きいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

**町 長（古庄 剛 君）**

金額的には、そんな金額ないわけでございますけど、先ほど申されましたように、この規定に基づく条例減免ですかね、行われているということで、不足する財源は一般会計から繰入れを行っている自治体があるということで、私たちもそれは承知しているところでございますが、条例減免についてですけど、子育て世帯が特別な事情とか、そういう、これに類する減免理由があるということで出しているわけでございますので、私がそれを判断するというのはなかなか難しいと思われまますので、なかなかそこが厳しいのではないかと考えています。

先ほどお話がありました、ペナルティーの問題もありますし、やはり町としてどうするのか、金額的には少ないわけでございますけど、基金の状況もまた1億3,000万円ぐらいしかないわけですね。その中でいろいろこうやり取りしよって、100万円でもやはり、少しでも少なくなるというのは大変厳しい財政状況になると思っていますので、今後、先ほどの軽減税については、もう少し、町としましても、子どもたちの国保税の均等割の廃止については、協議させていただければと思っていますので、よろしく願いいたします。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

4番。

**4 番（永田 勝美 君）**

まさに町長が今言われたように、いわゆる国保世帯の子育てという特殊な事情なんですよ。要するに、一般の健康保険世帯と国保世帯の子どもたちというのは明らかに違うわけですよ。何が違うかと。均等割がかかるところが違うわけですから、それは特殊な事情です。しかも、世帯割までかかるわけですから。だから、世帯割と均等割がなくなれば、大体一般の協会けんぽと同じぐらいですよ。むしろ、国保のちょっと率が低いぐらいですよ、佐々町、6.9%ぐらいですから。だから、そういった意味では、実際に、国保の子ども世帯というのは特別な事情があるということになると思います。

金額は半端じゃないですからね。年間3万円いくわけですから、1人当たり。学校給食の無償化で年間6万円でしょう。今、5万円から6万円。この国保のやつで3万円。実際に、医療費の負担を減らせば、1世帯当たりですね、1人の子どもさん当たり10万円近い負担の削減ができるわけですよ。だから、子育て支援の3つのゼロというのは、そういうことではないかなと私は思っているんです。

そういう点で、あくまでも子育て支援という角度から、国保の問題、もっとたくさんいろいろ問題あるんだけど、子育て支援という角度から、この国保の均等割の問題というのを捉えていただきたいし、是非前に進めていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

それでは、次に、高齢者の外出支援施策の件について、ちょっと時間があまりなくなってきたので、タクシー助成の問題についてちょっと絞って。

先般、利用できるタクシー会社が、以前は大体、佐世保市内のタクシー会社も使えたんですけど、今は、去年からかな、要するに、使えるタクシー会社が佐々町のタクシー会社だけになっていて、ちょっと不便ですというお話があるんですけども、このことについてはいろいろ申し上げておきましたが、何か検討がされておればお答えいただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

住民福祉課長。

**住民福祉課長（松本 典子 君）**

今現在、町内のタクシー業者、介護タクシーも含めまして4業者の利用ができるようになっていいます。それから、町外のタクシー会社も、小佐々町にあるタクシー会社と、あと介護タクシーが3業者利用できるようになっています。すみません、4業者利用できるようになっていますので、今のところ、9業者の利用が可能となっております。

昨年から利用業者が9業者になったんですけども、今後、佐世保市のタクシー会社のほうに御協力をしていただけないか相談をするように、今、検討しているところでございます。

以上です。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

4番。

**4 番（永田 勝美 君）**

是非、やはり、例えば、総合病院に行ってタクシーで帰ってくるという方なんかもいらっしやったりするので、是非利用できる範囲は広げていただきたいということと、この機会にやはり、半額負担ではなかなか利用しづらいという声も非常に根強くありますので、このことも申し述べておきたいと思います。

ちなみに、利用件数というのは、利用状況というのは、上期では分かん。3か月ぐらいのまとめとかで出ていますか。出ておれば。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

住民福祉課長。

**住民福祉課長（松本 典子 君）**

今、6月27日時点で、去年4月から6月に交付した枚数と、今年4月から6月までに交付した枚数を比較したところ、令和4年度の4月から6月の交付枚数は、高齢者は936枚、令和5年4月から6月までの交付枚数は807枚というふうになっております。

以上です。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

4番。

**4 番（永田 勝美 君）**

母数は、大体、2,000ですよ。交付できる対象になる方がね。そのうち半分、ちょっと下回るところしかまだ申請がない。やっぱりもっと広く利用できる制度にしたいなということを常々思うところでございます。是非検討を、前に進めていただきたいと思います。

町内循環バスの検討については、これも子どもたちの利用に道を開いてほしいということが、この間の議論の中でずっと言ってきました。それで、高齢者に対する外出支援というのがあるんですけども、子どもたちの通学時のやはり安全確保というような問題で、是非町内の循環バスのような、それに限らないけれども、やはり子どもたちの通学支援ということを考える必要があるんじゃないかというふうに思います。

先日、御厨で強盗事件があつて、子どもさん見守りをせないかんとか、やはり大変なんですよ。1人で帰ってくる子どもさんもいらっしやるわけで、なかなか仕事を休まないと迎えに行けないという方もおられますから、そういった意味では、やはり通学の安全を確保するという一つの施策でもあろうかと。

もう様々に、効果は期待できるものだというのを循環バスのことでは言ってきたんですけども、このことについて特に何かありましたら、新しい変化があったらお答えいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
町内の循環バスといいますか、そういう町内の循環の交通ですけど、本町はよそに比べれば面積が低い、少ないということでコンパクトではあるんですけど。その中で、やはり先ほど申されましたように、通学の子どもたちの安全性の確保ということであれば、やはり一緒にバスのほうを使っていくというのは大変有効な手段であると思っていますけど、なかなか民間のタクシーといいますか、各事業者も慢性的な運転手不足とか、利用者の減という原因がありますので、それから、やはり空白地帯と言いながらも、やはり財源がなかなか厳しい、町の財源としては、やはりどれだけ有効なのかというのは、十分、試算といいますか、計算をしながら検討していかなければならないんじゃないかと思っていますし、なかなか今の時点では、厳しい状況にあると言わざるを得ないと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4番。

4 番（永田 勝美 君）  
是非、引き続き検討を求めたいと思います。  
最後に、前回、3月議会で初めて補聴器購入助成についての検討をお願いしたところですけども、これについて、その後の検討状況等ありましたら、お答えいただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

具体的な検討といいますと、一応、町内の補聴器販売店のほうに、今現在、どういった方が難聴の相談に来られているかというのをちょっと調査をいたしました。

調査をしましたところ、若い方で40代の方がお見えになるということで、お客様、60代以上の方が多いというお答えを頂きました。月に10件から15件の相談があっているということで、ほとんどの方が購入のほうにつながっているということをお聞きしております。

両耳で、大体、19万6,000円ほどの補聴器を購入される方が多いということをお聞きしました。

補聴器の金額が高くなるほど周波数を細かく設定できるということなので、一番高い補聴器で両耳で100万円ほどするというところまでお答えいただきました。

あと、こうやって助成制度を設ける場合、年齢や難聴の程度、それから助成額の設定についても、今後、調査をする必要があると考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4番。

4 番（永田 勝美 君）

実際に町内の販売店で調査ということで、なるほどと思いましたけれども。やはり、私も実は、先日、ちょっと別の、別のというか、耳の調子が悪くなって、聴力検査をしに行ったんです。そしたら、もう典型的な70歳の耳だと言われました。要するに、今ありましたように、高い周波数の音が聞こえないんですね。低い周波数は、割合、まともに聞こえるんですけど、高い周波数になるともうガクってレベルが下がるんですね。それはもう本当に年代どおりですよと言われたので、何も心配ありませんと言われたんですが、何かちょっとがっくりくるようなことでありました。

ただ、そういう方ばかりではなくて、やはり若い世代、大体、先ほど40代という話もありましたけれども、50歳ぐらいからだんだん耳の聞こえが悪くなっていくと。一般的で。それが一般的なもので、若いときからきちんと補聴器をつけて管理をしていくと、やはり耳の老化が抑えられるという数字が出ているということなんですね。だから、ヨーロッパでは、難聴は医療の対象なんです。日本はね、福祉の対象。要するに、困った人だから助けましょうということ。医療というのは、治療しないといけないですよ。だから、日本の補聴器の普及率というのは、ヨーロッパと比べると3分の1ぐらいしかないというふうに言われています。

ただ、重要なことは、国立長寿医療研究センターの先生が書いておられるんですけども、老化に関する長期縦断疫学研究ということで、中等度の難聴というのは、全体としては、中等度の難聴を放置すると、全体でやっぱり認知症にかかる割合が高くなるという数字が出たりしてきています。補聴器の使用が、一般的知識の低下に関する保護効果をもたらす可能性が、非常に難しいことを言っているんですけど、要するに、しっかり物事を、情報を仕入れるということが、やはり知的好奇心や等々を刺激するし、そのことが脳の活性化にもつながるということなのかなというふうに理解しました。

だから、言いたいことは、やはり今、研究していただいているように、是非、値段高いなと思います。19万円って高いなと思いましたけどね、そんなするんだなと思ったんですが、いずれにしても、自治体として、やっぱり中等度難聴、いわゆる障がい者レベルにならない中等度の難聴の人たちに対して、軽症から中等度の難聴に対して補助ができる。

自治体によっては、要するに、耳が聞こえるのに補聴器を付ける人っていませんからね。だから、ほとんど検査なしで。買った人には補助しますっていう制度にしているところが多いみたいですね。だから、そのことも付け加えておきたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどお話がありましたように、補聴器っていう、聞き取りが困難になるという人は、やはり認知症だとか心の病の発症するリスクが高いということも私たちもお聞きしておりますし、やはり早期の使用ということで、そういうリスクを避けるため、高齢者に限らず、多世代にわたる支援が必要になってくるのではないかと私どもも思っています。

そういうことで、やはり町としましても、助成制度を設ける場合の方向として、助成額の設定とかいろいろありますので、十分検討させていただいて、そういう方向に向かって取組みをやりたいと考えております。

そういうことで、先ほどお話がありました19万6,000円ぐらいが平均的に高いということでございますが、一番高いのが両耳で100万円もするというお話もお聞きしていますので、やはりどういった助成をするのかということも十分検討しながら、今後、よその動向を見ながら検討させていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

金額の問題もなんですけども、例えば、東京の足立区ですかね、東京の足立区では、区の障がい福祉センターの中で、いわゆる補聴器の相談に乗る体制をつくっていると。言語聴覚士を配置して、補聴器の相談に乗る。補聴器ってさっきの話じゃないんですけど、購入しただけではもう雑音がひどくて自分に合わないとかで、直しているという方もおられたりということがあるので、やはり調整をしてあげたり、それからきっちりサポートをする、そういう体制もやっぱり必要なのではないだろうか。

金額的には、非常に、高いところは、港区が13万7,000円、でも、足立区というのは2万5,000円なんです。金額だけじゃなくて体制がやっぱりいるのではないか、サポートする体制が。いうことも申し上げて、是非、検討を深めていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

以上で、今回の一般質問を終わらせていただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、4番、永田勝美議員の一般質問を終わります。

45分まで暫時休憩といたします。

（14時33分 休憩）

（14時44分 再開）

— 日程第6 一般質問（橋本 義雄 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、8番、橋本義雄議員の発言を許可します。

8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

それでは、議長のお許しが出ましたので、通告書に基づき一般質問に入らせていただきます。

今回は、佐々川内水面振興協議会について、シロウオの状況調査について、三大花まつりについて、災害に備えてということで質問をしたいと思います。

まず、最初に、佐々川内水面振興協議会についてであります。協議会では生物生息環境の保護、それから清掃活動及びアユ、モクズガニの稚魚の放流が毎年行われていますが、どのような状況なのかをお聞かせください。

以前は、6月1日を解禁日として釣り大会が行われていましたが、アユ、モクズガニは増えているのでしょうか。解禁日を決めた大会はなされないのでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

佐々川内水面振興協議会につきましては、佐々川流域における漁場の利用を適切に行いながら、水産動植物資源の保護培養を図るってということで目的としまして設置されて、各種事業が現在行われているところでございます。

昨年度は、内水面振興協議会の中で、事業ではアユの放流を約1万4,000匹、それからウナギの移殖17匹のほかにモクズガニ、それからフナ、ハヤの生息場所の清掃活動が実施されているところでございます。現在、議員のアユ、モクズガニの増えているかどうかという質問については、内水面振興協議会の活動によりまして、一定の効果はあるものと考えていますが、現時点で明確な調査は行ってないってということで、把握はできていないという状況でございます。

それから、平成15年までに協議会主催で実施されておりました釣り大会につきましては、今後、内水面協議会の検討をお願いいたしたいと、開くように開催をお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（橋本 義雄 君）

平成15年までということで、私もそれに参加したこともありますし、にぎわった経験を私もおしておるわけですが、アユ、モクズガニ、ほかに釣り大会のときには、コイだったりハヤだったり、そういった動植物の佐々川のを全てあれにして、釣りをして、大会の商品を出していた記憶があります。そういった佐々川の動植物の宣伝をすることで佐々川の清き流れで、そして佐々川の歌にもありますように、そうすると宣伝になりますので、是非話合いをしていただいて、釣り大会でもできればと思います。

その釣り大会についても、今はもうネットがありますし、そして、今まで魚釣りをしていた人があんまり見当たらないような気がするわけです。ですから、そういった各地域の広い範囲で参加を求めれば、大きな釣り大会ができるじゃないかと思えます。

そういうことで、アユ、モクズガニ、その他の動植物は増えているのかなと感じもするわけですが、今、天敵があるのはやっぱり鵜ですね。鵜がもう本当に全国的に駆除に困っているということですが、佐々川の佐々は、アユの天然のふ化・産卵場でもあるわけですね、佐々町が。そうすることであれば、佐々で産卵して、そして海に下って成長して、春に上ってくるわけです。そして、また秋まで成長して佐々に下るんですから、そういった自然のアユの産卵場っていうのも、少しは整理と言いますか、手助けするような場所の整備をしたらどうかなと思うとですけどどうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

農林水産課長。

農林水産課長（作永 善則 君）

内水面協議会では、平成30年度にアユの資源量調査を行った経緯がございます。その調査結果をもとにアユが生息しやすい環境を整備していくことが、アユの水産資源の保護や産卵期の天然アユの遡上についても期待できるのではないかと考えております。

内水面協議会のほうにおいても、産卵場に関する部分としての環境整備についての検討も今後、お願いしていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

是非そういった環境整備っていうのをしてもらえれば、天然のアユも増えるし、そして、また、佐々、吉井、世知原で放流するアユも育てば、釣り大会が盛大にできるじゃないかなという気がいたしますので、是非、そうやってもらいたいと同時に、佐々川が産卵場であれば、それは内水面協議会がやるのは本当ですけども、やはり佐々町もそういった独自でも、産卵場の調査とか、そういったものも県にお願いしてする必要もあるんじゃないかなと思うんですけど、町長どうなんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

そういう、やはりアユの資源がぐらついているというか、そういう育てるというのもやはり必要でございますので、今は内水面協議会のほうで負担金を払いながら一緒になって、アユの稚アユを育てながら、アユの遡上も助けているということでございますので、やはり資源保護については町としましても一緒にやって、やりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

アユの放流については、今、令和4年も佐々町で1,500匹ですか、アユの放流も行っていますので、全体的に4,000匹程度放流も行っていますので、そういうことで、あと住みやすい場所をつくるということが我々として一生懸命やりたいと考えていますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

それで、やっぱりアユが上る過程で、やはり今、井堰が5つありますね。そういった井堰の関係でアユが上りきらないという形の中で、アユの上り口をずっと作ってあるとですよ。そういったことを、その道をもう少し工夫して考えれば、もう少しアユも上っていくんじゃないかなと思いますので、そういった研究もしてもらえればと思います。そういうことで、内水面についてはそれで終わりますけども、今度はシロウオの状況調査についてということで、今年はシロウオ漁が例年になく少なくですね、量が、3分の1も満たない量と聞いております。そういったことで、これはそのままですと、シロウオの祭りさえ危うい状況になると思いますので、是非原因調査をしてもらいたいと思うんですけども。これは既に分かっておれば別ですけども、そういった年々獲れなくなってくる状況の中に、やはりシロウオも佐々で産まれるわけですよ。古川橋と佐々橋の相中で。そういったこともありますので、是非、調査をしていただきたい。これは内水面には入っていませんので、外れていますので独自でやるしかないと思うんですけども、そんなに金がかかるような調査じゃないと思うんですけど、町長どがんでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

シロウオの不漁になったって、ことしは不漁だったということ。豊漁のときもあるし、それはいろいろ毎年、年々変わっていくわけでごさいます、やはりシロウオというのは、本町の観光の面でもPRすることの影響が出てくるということを考えているわけでごさいます。しかしながら、実際、ことしが不漁だったからアユの遡上が少なくなるということもよく分からないわけでごさいますけど、この調査というのは、平成22年から25年の4年間にかけて長崎大学ですかね、水産学部に460万円程度の調査委託料をかけて調査をしております、現在、先ほど申されましたように、シロウオの産卵場所というのが、上限が佐々小学校の横の井堰の下で、下限が松浦鉄道の佐々駅付近ということで調べられております、やはりこの産卵域の環境を保つということが大変重要でごさいますので、埋もれた小石の掘り起こしとか、石の補充などをしながら、やはり産卵に適した環境というのは取り組んでいく必要があるのではないかと考えておりますし、また、この取組みは水産物でごさいますので、やはり生息しやすい環境というのがつながっていくと考えておりますので、今後ともやはり環境の整備のために、内水面協議会からもアドバイスをいただきながら、また、付近の住民の皆さん方の御協力を得ながら、環境整備をやっつけていかなければならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

そういうことで、アユも、それからシロウオもその間で産まれるわけですから、そのところを含めて、やっぱり産卵しやすい環境をつくってやることも大事じゃないかなと思います。私たちもシロウオすくうわけですけども、シロウオの後半になると、海からアユが上がってくるわけですよ、そうすると四つ手網にかかるわけですね。それがことしはもう非常に少なかったという、私は思っております。そういうことで、その産卵場所についても二、三年前に浚渫をされたですね、あそこの佐々橋の下、古川橋から上のほう。そういった浚渫したり、伐採したらそのごみが溜まったりとか、そういったことから、産卵場が荒れる場合がありますので、何年かに1回、毎年しろとは言いませんけれども、そういったことで何年かに1回は調査をお願いしたいと思うんですけど、どうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
農林水産課長。

農林水産課長（作永 善則 君）

議員御質問の分でごさいますけど、おっしゃるとおりシロウオの産卵域というのが、上限が清峰高校前のゴム堰から、下流のほうにつきましては佐々駅裏の所になってくるんですけど、そこを整備していくことによって、産卵場としての整備をしていくことで、アユであったり、シロウオについても産卵域が整備されていく形になっていきますので、この点につきましても、今後、内水面協議会のほうの方が、私どもよりもちょっと詳しい方がいらっしゃるの、アドバイス等をもらいながら今後の対応を進めさせていただきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

是非、そういうことをしてもらいたいと思います。やはり、シロウオっていうのはもうどこでもおりません。長崎県でも数少ない漁場でありますので、それを観光に活かすというのは佐々町の特産でありますので、是非それをやってください。そうしないと、何もかんも下火になっていったっておもしろくないです。そういうことで、豊漁になるように、そういった整備もお願いをしたいと思います。

次に移ります。

三大花まつりについてであります。先日の花菖蒲まつりで三大花まつりが終わったわけですが、河津桜まつり、しだれ桜まつり、それから花菖蒲まつりの成果をお聞かせください。

それから、そして今後、どう続けていかれるのかもお聞かせください。

祭りについてはそれなりに参加があったようですが、第7次佐々町総合計画の写真、河津桜、しだれ桜、花菖蒲の花はちょっと違ってまいりました。昔のようなきれいさじゃなくて、なんかちょっと冷めた感じがします。祭りはできても、三大まつりの花が以前のような華やかさでないということで、今後、どう管理されて元に戻していくかということをお聞かせください。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

三大花まつりの件でございますけど、いずれも晴天に恵まれまして、多くの方に御来場いただきまして、大変にぎわったと思っております。たくさんお礼を申し上げたいと思っております。

3月5日開催の河津桜・シロウオまつりは、佐々駅の裏を中心に20店舗の出店がありまして、3,500の方が来場されたと。それから、しだれ桜まつりは、4月1日から16日までの2週間に、真竹谷広場を中心としまして1,000の方が来場されたとおられます。

それから、先日開催をいたしました花菖蒲・うなぎまつりに対しましては、6月3日、4日の2日間で1万人の方が来場されまして、大変にぎわいまして、今後も商工会の皆様方と、それから地元の事業者の皆様方と協力しながら開催をしていきたいと考えております。

それから、桜がちょっと良くなかったという話でございます。これも木の治療とか土壌改良を行いながら、現在の樹勢回復状況を確認しているところで、菖蒲の管理につきましても、道路の維持補修班を中心にしながら、シルバー委託も行いながら、年間を通して管理を行っているところでございまして、現状の作業範囲やシルバー委託での管理というのは限界がありますので、今後どのようにして管理をしていくのかというのは、現在、苦慮しているところでございまして、やはりお金をかければものすごくいいわけでございますけど、なかなか財源的にも厳しいところがございますので、この状況を確認しながら管理方法については、十分検討をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（橋本 義雄 君）

町長の報告のとおり、にぎわいを見せるようなお祭りであったと私も思っております。しかしながら、ずっと私も参加をし、裏から見えました。河津桜についてですが、もうまだカズラがほうたまま花が咲いたり、枝がぶつかり合っとうしようもないというような形の中で花が咲いてました。そしたら、私が言ったんじゃないんですよ、お客様の反応で「ここはあまり手入れしてないな。」と、それは専門家っていうか、そういった桜に詳しい人が言われたらどう

と思いますけども、そういうことを聞きました。それから、真竹谷のしだれ桜については、花も少なく、だめになるのではないかなとお客様の声があつて、そして、それが見て帰ってきて、真竹谷の堤の周り、個人の桜がいっぱい咲いたんですよ。それを見て「ああ、良かった、きれいな桜を見られて。」って言うて帰られました。そういう真竹谷の状況でした。それは私が言ったんじゃないですよ。サクラを見て。

そういうことで、それから、それがしだれ桜。それから、菖蒲まつりについてであります、本当ににぎわいはしたと思いますけども、なんか、花が小さくなったなど、そういう声がかかりました。そして、そういうことで、やはり長崎県の中には、大村の菖蒲園という見本の菖蒲園がありますのでね、是非勉強に行つて、そして、せっかく皆さんがいっぱい来られるんですから、きれいな花を皆さんに見せるための努力つていいですか、そういったことをされたらよいんではないかなと思うんですよ。それで、もうそういったことで、地元の人の方ほうも言われていますよ、「三大まつりを、旗ば立てとるとぼつてん、立てられんぢやなかか。」って言うぐらい真竹谷の方ほうはもうさびれてますからね。それで思いきつた改良をしなきゃいけないと私は思うんですよ。いつも言つとるんですけども、あそこは排水を予算の都合で全部竹を入れて、排水をしていたんですよ。それがもう詰まってしまっているから、排水をしてくださいよと、もう何年も前から言っているんですけど、まだいまだにされていない。そういった排水をすることによって回復すると思いますので、それはもう是非やつてもらいたいなと思っておりますがどうですか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

今、おっしゃいました真竹谷の桜についての排水処理の問題なんですけども、真竹谷の桜につきましても、令和3年度に桜樹勢回復を行つておりました、樹木医の指導により、枝先に枯れ枝等が目立ち、樹勢に大きく影響が出ているのは、雑草等の根が桜の根元に密生して、水分調整が著しく阻害していることが原因とのことでした。それによりまして、通気性・透水性を主体とした、逆に土壤改良の目的を兼ねて根元周りを掘り起こして、根を現在切断しております。また、根の切断部分に細根の発育のために発根促進剤を使用しており、花の育ち方を今、その後、経過観察をしておりますけれども、今のところ順調に回復はしているとの報告を受けております。

今後、継続維持のために、12月から1月の間に生育期に肥料を投与するというようなことでした。以上をもちまして、今ちょっと経過観察をしておりますので、しばらく状況を見させていただきたいと思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

私も見てきました、きのう。一昨日か、それで、やっぱり草の根元ってどうなっているのはもう草刈りが足らなだけです。草をきれいにもっと刈ればようになります。ただ、それは高い金を払つて樹木医に手入れされているんですから、ちょっと待ちますけども、本格的な改善にはならないんじゃないかなと私は思います。

そういうことで、三大まつりの花を、やはりお客さんがいっぱい来るようになればそれだけ

ちゃんとした花を見せる、そういう姿勢を皆さん持ってもらいたいと思うわけですよ。それは努力といいますか、例えば、はっきり言って桜はそんなに手はかかりません。ちゃんとした箇所箇所の手入れをすればできるわけですから。例えば、冬に寒肥をやり、そして3月には、3月、4月が終わったら、お礼肥をやる。それを2つ、それぐらいでいいんですよ。あとは剪定をちょこちょことするぐらい。そういうことで、あとは草払いをしながらちゃんとした手入れをすればできますので、そんな難しいことではありませんので、是非やってもらいたいと思います。

それでは、次に移ります。

災害に備えてということで、産業建設文教委員会で、大雨に危険が予想される箇所の状況把握ということで説明があったわけですが、大雨において近年、ため池の決壊による災害が増えています。特に、ため池下に多くの住宅ができているところが佐々町も増えています。そういう所の管理についても把握する必要があると思います。住宅ができれば関係者はだんだん少なくなっていくますし、関係者がいないところもあるのではと。そういった所も災害対策として把握する必要があると思いますがどうでしょうか。ため池下に住宅が多いところといったら、例えば、社ノ元のため池、市瀬の二段堤、真竹谷、春の山、川添、葉山、それから平田ため池、そういったところがあります。どうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

議員の御質問の、ため池の下にある住宅地については、防災重点用農業ため池としまして、県によりまして町内中38のため池が指定されておまして、令和3年度から大雨や地震等の自然災害によりまして、堤体の決壊が生じる恐れがないか、ため池劣化状況調査の委託業務によりまして、今調査を進めているところでございまして、令和4年度の調査におきまして、11ため池の調査完了をしておまして、そのうちの4ため池で、ため池の堤体からの漏水、堤体への異常が確認されておりますので、現在のところ、県と今後、改修について協議を今、行っている状況でございます。

残りの24ため池については、令和4年度から繰越事業で調査を行っておまして、令和5年の8月末で完成予定いたしますので、その後の漏水異常が確認されたため池については、県と改修について協議を行っていくということになりまして、やはり受益者がいないため池につきましても、現在1つのため池がありまして、今後の対応については、県と協議をさせていただきながら、十分安全性についてやっていかなければならないと考えておりますので、今後とも調査を進めながら、関係者と話をしながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

そういった、ため池の補修とか状況調査は分かります。しかしながら、今どういう状況で雨が降ってくるか分からん中で、やはり管理をする人、それから、その地権者と話をしながら、水管理をしていかないと災害の一つには、満水になってドアが崩れるとか、町道とか農道からの水でのり面が崩壊して崩れるとか、そういったいろんなことがありますので、そういった関係者が少なくなると、もうどうしようもないところもあるわけですよ。そういったところの把

握をしとかなないと、そして、少ないながらも関係者との話し合いをして、そして、こういうときにはこうするんだということをしとかなないと、そのまま放っておいたらそういった災害が起きる可能性があります。

整備されるまでには時間がかかります。まだ何年もかかるんですよ。そういったときに線状降水帯みたいに降ってくれば溢れますから、それを水を抜いたり止めたりする作業を町ではできないですから、やっぱり関係者と話したり、その水事情の把握も町も知ったほうがよかつちやなかとかなと思っとるんですけど、どうなんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
農林水産課長。

農林水産課長（作永 善則 君）

町内のため池の所在しているところにつきましては、やっぱり山間部のため池というのも正直ございます。そのため池につきましては、通常時とは別に、大雨のときにはやはり山からの流出であったり、隣接である道路からの流入でため池のほうに水が通常時よりも多くなってきているというのも正直ございます。

その際に、これまでの対応としましては、ため池管理者の方、水利権者の方とかが事前に木栓を抜いたりとか、そういった対応もございます。ただ、昔ながらのため池自体が、やっぱり江戸時代とか明治時代とかに造られているため池も町内に多くございまして、斜樋っていうか、降りていくにしても急勾配のところも正直あって、そういった雨のとき、事前の対応をしないと、本当に雨が降っているときにはやっぱり危険も伴うっていうのも正直考えられます。今後、改修整備の必要ありってところについては、既に町内3ため池について県営事業により改修工事が行われているところ、あと2池が完了済み、あと1池についてはもうすぐ完成するという流れでございんですけど、そういったところのため池を見ると、事前の大雨のときでも安全に降りられるっていうようなところも考えられた工法がされております。そこのを参考にしながらも、実際に改修整備に行くまでは時間等もかかりますので、事前の対応として対応できるものは、ため池の降り口とか、以前、議員もおっしゃった部分と重複する部分もあるんですけど、安全性を考慮しながらの町として原材料支給とか、対応できる部分の対応はさせていただきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

今言われたように、工事を全部するには大分時間がかかるんですよ。そうしたときに、災害が起きるといのは、やっぱり線状降水帯か何かで急に雨降ったり何だり、そういった梅雨場の管理とか、そういったものを関係者と一緒に話して、そして完了して、工事をするまではそういったことをしていないと、今さっき言った、堤の下にいっぱい家のあるところは、それが崩壊すればもうそれで災害になるわけですから、そういったものを把握しながら少しずつ改良していくと、一遍にはできませんので、そういったことを含めて、今、どういう状態にあるかっていうと、町のため池ですよ、どういう状況にあるかっていうとは、ちゃんと知っておくべきだと思うんですよ。知っておかないと災害のあれができませんからね。そういったことで、皆さん、堤の関係者と話しながら防災に努めていただければと思うんですけど、どうなんですかね。

議 長（淡田 邦夫 君）

要は、管理は、その堤に関してどういうふうな管理をしとるかっていうことですかね。  
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

いや、今使いよるのが、だけじゃなかですよ。もう農家はもう、そういった家の建ったところはね、関係者は少のうなっているんですよ。少ないんですよ。ですから、そういったところの堤も把握しとかないと、災害が起こったときには困るよということで、管理の状況を把握してくださいって言いよるとですよ。町長が。町の堤でしょ。

議 長（淡田 邦夫 君）

暫時休憩します。

（15時20分 休憩）

（15時21分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

そういった災害の起こる前に関係者と話し合いながら災害を逃れる、そういった堤の関係者が少なくなったり、いなくなったりしているところも多くありますので、それをやってくださいと言ったら、町長は把握しているということでございますので、それならそれで把握してちゃんとしてもらえばと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

答弁はいいですか。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今の町としましては、関係者がいないため池というのが、1つため池がある。それから、関係者が不在のため池が1つで、あとにつきましては、町としまして今後どうするのかと。それから、関係者の皆さん方とよく相談をしながら、また、危険なため池がある場合、家がたくさんあるところもありますので、そこを注意を促しながら、町として、防災の重点のため池ということで決まっていますので、そういう話があれば、町として皆さん方と協議をしながら、やはり災害が起きないような方向性でやっていかなければ、あっても、皆さん方に注意喚起を促すような関係機関との協議をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

そういうことで、把握しとるということで受け取っておきます。

そういうことで、きょうの私の質問を終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、8番、橋本義雄議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

（15時23分 散会）